

# 監獄協會雜誌

第 七 號  
第 貳 拾 九 卷

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可  
明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行

(六月二十五日發行)

# 監獄協會雜誌第二十九卷第七號目次

○論	自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず(承前)	(一頁)
	(附)刑餘者に對する刑事政策論(免囚保護制度論)	
○講	賞遇の徹底	檢事 原 夫次郎
	典獄 坪 井直彦	(二二頁)
○資	料	男爵 福島 安正
	刑の執行猶豫の効果と特赦の効果	(二九頁)
	四人の花	司法省參事官 山岡萬之助
○譚	叢	三角 生譯
	十有三年	(三六頁)
	北島 良吉	(四三頁)
○新談舊話	貧者の福音	首無事件
	獄中日記	今昔の感
	法 聲 散 史	(五〇頁)
○統計	大正五年五月中入出監就月未在監人員表外三表	
	大正四年度食料年表抜抄	
○寄	書	免囚保護事業に就ての所感
	東京區裁判所 監判事 吉田 隸 作	(六二頁)
○雜	纂	養育院無料宿泊所の閑散○衛生問題○帝國の人口○墜落と健忘性
	保護	福島逓送會總會
	長野縣聯合保護會の概況	(七〇頁)
	大分縣保護會評議員會の概況	
○榮	報	監獄協會々報
	叙 任	茶話會○第八回監獄官練習所修業證書授與式○贈與金
	會 報	輔成會々報
	公 文	其後の加盟保護會并に支部設置○保護會事務所移轉

# 監獄協會雜誌第貳拾九卷第七號

## 論 說

自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず

(附) 刑餘者に對する刑事政策論(免囚保護制度論)

(私立佛國巴里婦女救濟會々況續)

一 本會々則

第一條 一千九百一十一年三月一日巴里に建設したる本會は夫の委棄、疾病、貧困等の窮厄に困り其身を登録淫賣者に委して培々窮地に陥り終に自ら其怖る可き境

佛國法學博士 原 夫次郎

涯を脱することを得ずして煩悶の淵に沈淪する婦女を蘇生せしめんが爲め有らゆる有形無形の方法に依りて救済するを目的とす

本會は其目的を達するが爲めに宗教の如何と國籍の如何とを問はず均しく普通生活状態に復歸せんことを希望し其申込を爲したる婦人を無償にて本會に收容す而して本會は其婦人を收容したる後彼等の淫賣婦たりし登録の離脱を爲さしめんが爲め必要な期間本會に於て彼等を監督し且つ彼等に適應の方法を授け時としては彼等の家庭に復歸せしむるか或は他に就職口を得せしむるなり

故に本會は其本據を巴里に置くも雖も本會の目的を達せんか爲め其支部會を佛國內各地に設置して交互共通して救済の途を開く

第二條 本會は普通會員、創立會員、贊助會員、寄附行爲者等を以て構成す

普通會員、創立會員、贊助會員たるか爲めには一般に左の二要件を要求す

一 會員二名の紹介ありしこと

二 評議員會の認許ありしこと

而して普通會員は毎年最下限十法(日本貨)を醸出す可く但其會員にして職工、被傭者、小學校教員等なるときは其醸出金の最下限を五法に減することを得可し又創立會員は毎年少くも百法(日本貨)を醸出す可し

寄附行爲者たる名義は會員中特に多額の寄附を爲したる者若くは特別の功勞ありたる者に對し評議員會の議に依りて之を授與す

第三條 評議員會は本會總會に於て選出したる二十五名の會員を以て組織し其任期は二ヶ年とす

評議員會は其會員中より本會事務所の構成員たる一名の會長二名の副會長一名の書記長二名の書記及びひ一名の司計を選任し其任期を一年とす

評議員會は三ヶ月毎に定時開會を爲し又三分の二以上の本會々員の請求ありたる場合に本會々長の召集を俟つて臨時開會するものとす

若し評議員の欠員を生したる場合に於ては評議員會をして一般會員中より其欠員を補充することを得せしむ但最近に開かる可き本會總會の議に付して事



後承諾を求むることを要す

評議員は其任期満了の後再び選任せらるゝことを得可し  
評議員會の議事録は毎會之を作成し本會の會長及び書記長をして署名せしむ可し

第四條 司計は本會主事を兼ねるが故に常に裁判上及び裁判外の行爲に就き本會を代表するものとす

第五條 本會の資金は左の各項より成る

- 一 本會々員の醸出金
  - 二 評議員會の承認を経たる寄附者の寄贈金品
  - 三 政府より下賜せらる可き補助金
  - 四 本會が或る特種の事情の下に受領す可き例外的財源
  - 五 本會資金の利用に依りて得可き收利
- 第六條 本會の豫備財産は其百分の三を國家の公債若くは國家保障の鐵道公債を以て積立て置く可し

第七條 本會の基本財産は左の如し

- 一 毎年收入す可き資金の過剰の十分の一
  - 二 會員の定時醸出金の半額
  - 三 元本の使用を制限したる寄贈金の四分の一
- 本會の基本財産は讓渡す可からざるものとす但其財産の利用に依りて得たる收益は本會日常の費用に充當することを得可し

第八條 本會總會は少くも毎年一回定時に之を開催し其議事日程は評議員會に於て之を定む

本會總會は本會の財政状態と會務進捗状態とに就き評議員會の採りたる管理方法の報告を聴取し前年度施行の會計を審査し次年度施行の豫算を議決し且つ本會評議員の改選を爲す

本會總會は出席會員數の多寡に拘らず有効に討議評決することを得可く欠席會員は書面に依りても亦其議決に加はることを得可し

毎年定時の報告書は本會事務所より其報告書作成の都度之を各會員に配布せ



らる可し

第九條 本會々員の資格は左の事由に依りて消滅す

一 退會

二 本會總會に於て重大なる事由に基き評議員會若くは説明の爲めに召集せられたる會員の報告に基き出席會員の三分の二以上の同意を得たる除名決議

議

第十條 本會々則は評議員會若くは二十名以上の會員の提案に依り少くも一ヶ月前に本會事務所に公表せられたるものにあらされは之れが改正を爲すことを得す

本會々則改正の爲めに召集せられたる本會の臨時總會は出席會員三分の二以上の同意を得るにあらざれば之れが改正を爲すことを得す

第十一條 本會を解散せんが爲め召集せられたる本會の總會には當日出席したる本會役員の多數決を経たる上尙ほ當日出席したる本會々員の三分の二の同意を得て本會解散の議決を爲すことを得可し

第十二條 本會解散の決議ありたる場合には本會の行爲は總て本會總會の議を経て他の一若くは二の同種の慈善團體に配分せらるるものとす

二 本會附屬救護所規則

第一條 淫賣登録證を有する婦女にして淫賣境遇を脱退せんと欲する者は他の正業に従事する條件の下に本會救護所に救護せらるゝことを得可し

第二條 本會の救護を求めて其認可を受けんとする婦女は本會附屬醫師の作成に係る健康診断書を本會に呈示することを要す

前項の認可を受け既に本會救護所に入りたる婦女は嚴に同所々定の衛生箴言を遵守することを要す

第三條 前項の婦女は其入所の日即時に本會々長より本會の被救護者たる證券の交付を受け之れに依りて爾後警官の誰何を避くる爲め必要なる措置を爲すの用に供す

同婦女は右入所の後所定の期間内同所に休養を爲し次て新に外出するに際しては極めて沈重且つ單純なる扮装と方正貞節なる態度を持し決して再び路

上通行人をして注意を喚起せしむるが如きことを爲さずして以て爾後造次顛沛にも自己の人格と本會の體面を汚損す可からざること留意す可し

第四條 被救護者の本救護所に於ける勤勞は同所指揮者の指揮以外に被護濟者各自の自治に任ずるものとす

第五條 被救護者は本救護所に於て其各自に一室の給與を受く故に其室内は常に清潔を保持せざる可からず而して同所内の秩序は毎朝八時朝餐の時より開始せらるゝものとす

第六條 毎日午後二時後は被救護者の必要に應じて外出を許すも必ず午後六時までに歸所せざる可からず但し被救護者の外勤時間が之れを許さざる事情ある時は此限りにあらず

被救護者が外勤を爲す場合に在りては其勤務所の所名及び其所在地を本會會長に報告することを要す

被救護者は平素本會慈惠の趣旨を遵奉し各自互に信愛を勸めざる可からず被救護者にして若し我儘勝手の振舞を爲し若くは爲さんことを希望し又は本

會々長に對して恭敬を欠くが如き振舞あらんか本救護所は直ちに其退去を求むるものとす

第八條 本會救護所に救護せられんことを情願する婦女は其情願の爲めに何等の費用を要せずと雖も一旦本所に收容せられたる後其婦女が全然自由の境涯に到るまで本所より他に通動し若くは本所内に休養するの間寄宿料として日々金一法(日本貨金)を本所に支拂ふの義務を負ふものとす

第九條 本會救護所に收容せられたる婦女は常に同所規則を遵奉し且つ自ら同所に收容せられ其登録を爲したることを忘る可からず

第十條 全然自由の身と爲りて本會救護所を退去したる婦女と雖も尙ほ同所と保護關係を繼續す可し

若し其婦女にして後日外界孤立の境遇に在りて艱苦に堪へざる場合に尙ほ其操守堅固なるときは再び同所に保護を求むることを得可し

佛國ラセイヌ縣(巴里の所在縣)免囚勞役保護會々況



(Maison de travail pour le département de la seine)

一 佛國ラ、セイヌ縣免囚勞役場設置の目的及び同場運用條款  
に關する概説

抑々ラ、セイヌ縣の爲めに免囚勞役場を創設せんことの計畫は一千八百九十六年に於て當時「シャルトル」(Chartres)に檢事正たりし「ルイ、アンドレ」氏(M. Louis Andre)及び同所に看守長たりし「レギイヨン」氏(M. Leguillon)の兩名に依りて同地に創設せられたる勞役場の特別的組織と運用方法とに因りて誘致せられたるものにして其後巴里免囚勞役場は巴里地方裁判所檢事諸氏の發案計畫の下に一千九百三年巴里郊外「チエー」(Phata)の公園内に設立せらるるに至りたり

凡そ此等勞役場は其收容せられたる者に對して住所、飲食、勞役等の給養品を給與する等全く款待至らざるなし是れ此等勞役場の目的が「ラ、セイヌ」縣下に於ける裁判所の諸種の裁判事務に於て例へば乞丐罪若くは浮浪罪等極めて輕微なる犯罪の名目下に訴追せられし場合に裁判所か此等の者に對し其罪科よりはよく以上の窮困薄命を認定し因て以て此等の者を嚴重冷酷に處分せんよりは寧ろ憐憫

慈惠の處分を適當とし且つ此等の者が爾後眞心勞役に從事せんとする希望あることを是認したるときは裁判所は此等の者を處罰することなくして無罪放免の言渡を爲すが故に若し此等の者にして其出獄後勞役資財を得るの目的もなく亦被備勞役の見込もなき者に對し此等の者を獄舍内より引取り來つて規則的にして模範的なる勞役に従事せしめ其勞役習慣を助成せしめて以て其一生の幸福と安全を企圖するに在り故に此等勞役場の最も主なる創意は實に救護の價値ある者にあらざれば之れが扶助を爲さざる點に在り從て其救助の方法も亦可成完全に且つ可成道理ある方法に依據す可きは固より其所なりとす即ち此大綱は勞役救助の特別な構成方法を生じたる所以にして其特徴とする所は法律の嚴正且つ冷酷なる適用に依りて獄舍に委棄するの外途なき所謂慣行的且つ自棄的窮困者若くは既に回復す可からざる寄生動物的根生と化したる者と縱令現に勞役なくして流浪する者と雖も此は全く不慮の災厄に罹りて失路したるが爲め已むを得ざるに出でたる者とを區別し獨り其後者のみを選拔せんが爲め本會に自動的方法に依る常設の館を設備するに在り



然り而して一千九百二年十二月八日此等保護會設置の爲め巴里文科大學に「カヂミル、プリエ」氏 (M. Casimir Perier) 議長の下に開催したる總會に於て巴里控訴院判事兼「セイヌ」地方裁判所豫審判事「ルイ、アンドレ」氏 (M. Louis André) の主唱に依り議決したる保護主義の大綱は實に左の如くなりき

「凡そ勞役場は最初より勞役の課業に正實且つ勤勉に従事することを證明したる者にあらざれば之れが入場保護を認許せず而して其證明は最初勞役場に同伴せられてより少くも十時間の繼續的勞作の試験に依りて之を爲し得可く若し其證明にして満足せしむるものなりしとせば勞役場は茲に其受驗者の確定的入場を許容し直に同人より入場宣誓書を徴し少くも十ヶ月の間其勞役場に寄遇勞役を爲さしむることゝ爲り其節制誓約の効果は懸て被扶助者の各種の階級に於て絶へず自然淘汰を施さるゝことゝ爲るなり

如此にして入場を認許せられたる被救助者が其後、日を経るに従ひ次第に勞役を厭ひ常に種々の口述を設けて自ら徒食せんとし其根底深き懶惰性が既に敗壞して救治す可からざるものなることを發見したるときは勞役場は

特に此等の者を他に隔離して寄遇せしめたる上尙ほ勞役に従事せしむ可く若し好奇心に依り又は思慮なき感激に依り多數入場者の内或者が誘惑せられたるとき其被誘惑者の逃亡は極めて敏速なり而も其逃亡者は忽ちにして其住所及び飲食の急迫に激襲せられて再び犯行者と爲り獄舎に投せらるゝに及んでは如何に悔恨煩悶して勞役場に復歸せんことを焦慮するも亦到底許容せらる可きにあらず

故に勞役場は吾人が實に偶然の不運に際會せずんば屈從せしむることを得ざる心底好き人々を勞役の慣行と秩序整然たる扶助とに依り救治せんことを期するものなれば眞に彼等に必要なる嚴肅の規律を求めざるを得ず是れ勞役場の行爲を制限し得るの方法たると同時に被扶助者の利益を増進する所以にして洵に一舉兩得の策たればなり

加之勞役場に於ける被扶助者の最初六ヶ月間の寄宿生活は現實争ふ可からざる重大の目的と効果を齎らすこと是なり即ち一面に於て勞役場は若し被扶助者が勤勞の習慣を失へしときは之を順次寛大の方法と出來得る限り

多額の賃銀を支給することの方法により極めて秩序的繼續的にして且つ最も效驗ある勞役を課して之れが救済策を講ずると同時に他面に於て勞役場は被扶助者をして或は自ら其場内の勞役に従事するか他所の勞役に従事するかを選択するの特權を與ひ或は被扶助者の弱點を矯正せんが爲め一定の給金を蓄積せしめて以て他日獨立の資財を得せしむる等此等二ケの歡待方法に依りて真正の救済を保障するなり」

(未完)

## 賞遇の徹底

典獄 坪井直彦

受刑者改悛の狀あるときは賞遇を行ひて自由剝奪の一部を寛恕し自由生活に接近せしむる所以のものは誘導啓發に基く累進性の一端と謂ふべく之が運用の適切を期し賞遇の旨趣を徹底せしむるに於ては行刑上至大なる效果あるを疑はず其賞遇を爲すべきものは必ずや相當の期間を経過し監獄の紀律に馴致し善行を繼續し勤勉其身を持し以て改悛の狀の顯はれたるものならざるべからず故に

賞遇を爲したるものは次で假出獄を爲すべきものなることを豫想せざるべからず而して賞遇せらるゝものは之に依りて益感奮改悛の狀鞏固を加ふべく其未た賞遇せられざるものは善因善果の理を知りて向上發展の希望を以て行狀を愼み業を勵み以て改悛の實を擧ぐるに至るべし之れ則ち累進制に期待する誘獎導化の良方策なりとす然るに今日の現況に於ては往々賞遇の旨趣徹底を欠き從て之が實果を獲ること甚少なき感なくんばあらず今第十六監獄統計表に依り賞遇と假出獄との關係を見るに益此の感を深くせしむるものあり

抑賞遇は假出獄の前程なり賞表を有するものは滿期に至らずして假出獄となるべきものなり然るに賞表を有し特に往々二個若くは三個を有するものにして尙假出獄すること能はざるものあるは賞遇の意義を誤り賞すべからざるものを賞したるものと斷言することを得べし往時に在りては動もすれば制御に難きものに對し賞遇を行ひて之を籠絡し又は一般恩赦に浴すること能はざるものに對し懲諭的に賞與したるものなきに非ずと聞く果して此の如きことありとせば行刑の眞面目を害すること極めて大なるものにして寔に慨嘆に堪へざるなり若し



有賞表者中一人にても此の如きものありとせんか、衷心改悛の實ありと賞せられたるものは失望落膽己れの眞面目を悔ひ折角萌したる良心も之が爲に萎靡すべく、之に反し點詐縱橫奸計百出の徒は巧みに之に乗せんとし賞遇の目的は根底より破壊され、在監者の風紀之に依りて頽廢すべし、又累犯者にして賞遇者の多きものあるも常軌を脱したることを表明するを得べし、累犯者必ずしも改悛の望なきことを豫測すべきに非ずと雖も、苟も假出獄の前程たる賞遇なりとせば改悛の實を斷するに當りては更に慎重の注意を要すべきや言を俟たず、累犯者は克く規律に馴れ従て比較的刑罰の苦痛を感ずること少なく、而かも官吏に對する詐術を覺り陽に甘言を以て善行を裝ひ陰に犯則を爲して巧みに之を欺慥して容易に看破せらるゝことなし、故に往々其術中に陥り賞すべからざるを賞するに至る、之に反し初犯者は未だ規律に馴れず監獄生活に疎く、爲めに小過失と雖も忽ち發覺し戦々競々過ち勿らんとして却て之を重ね改悛の實鞏固にして其行之に及ばざるものあり、監獄にて善なるものは社會に悪く、社會に善なるものは監獄に悪しと言は吾人の三省に値するものと云ふべし、然れども初犯者と雖も短期刑者を賞遇す

ることとは亦考慮を要すべきものたり、紀律馴致善行持續及改悛の確保は少くも一ケ年以下の短時日に於ては之を決定すること難し、故に一年以下の短期刑者を賞遇するものあらは行刑の眞面目にあらずして何等の事情が介在するものあるを疑はしむべく、而して又二個以上の賞表を有するものゝ多きも濫賞と云はざるを得ず、長期刑囚を除くの外多くの場合に在りては賞遇を受けたるものは次の賞遇に接せずして假出獄となるべきを至當なりと云ふべし、濫賞の害は行刑の本義に悖るのみならず作業賞譽金の膨脹を來し國家の不經濟たるや言を俟たず、尤も假出獄に至るものは假令賞譽金膨脹すと雖も、之に依りて出獄後の資に充るものなるを以て其の目的に適ふと雖も、假出獄を爲すこと能はざるものに在りては折角給與したる多額の賞譽金の費途も亦想像するに難からず、要するに賞遇は累進制の一端とし賞表を有するものは必ず假出獄を爲し又假出獄を爲すべきものは必ず賞表を有するものに限ることゝし以て賞遇の旨趣を徹底せしめんことを切望せざるばあらず、

茲に參考の爲めに第十六回監獄統計表に依り、大正三年中受刑者一日平均人員



と同年末有賞表者の人員に對する百分比比較を爲し、其多數なるものより順次十ヶ所丈け拔萃せば、

	受刑者一日平均人員	有賞表者	百分比
樺 戸	一、二四九	四五八	三六、六七
十 勝	一、一八四	三一五	二六、六〇
網 走	八九一	二二六	二五、三六
小 菅	一、一二三	一七五	一五、五八
青 森	三九七	五八	一四、六一
三 池	一、二八五	一七八	一三、八五
新 潟	九八七	一二六	一二、七七
東 京	四一七	五三	一二、七一
德 島	七三四	五二	七、〇八
千 葉	一、〇〇八	七一	七、〇四
全 國 合 計	五三、八一四	三、三一六	六、一六

以上の内北海道の三監獄小菅、三池等の長期刑囚を拘禁する監獄に於て、著しく賞表を有するものゝ多きは多少趣を異にする處あるべし、而して以上の監獄に就き大正三年末の有賞者百人に對し太正四年中假出獄者の歩合を見るときは、

大正三年末有賞表者 大正四年中假出獄者 百分比

	大正三年末有賞表者	大正四年中假出獄者	百分比
樺 戸	四五八	七九	一七
十 勝	三一五	五五	一七
網 走	二二六	五〇	二二
小 菅	一七五	四五	二六
青 森	五八	五	九
三 池	一七八	五六	三一
新 潟	一二六	三一	二五
東 京	五三	三一	五八
德 島	五二	四一	七七
千 葉	七一	三六	五一

全國合計

二、三、一六

一、六、六七

五〇

にして東京徳島千葉を除くの外は平均數に達せず、而して右有賞表者の數は大正三年末人員なるを以て大正四年中の假出獄者は主として此中より出るものならざるべからず、然るに賞表者の多き處却て假出獄者の少なきを怪ますんばならず、但此比較必ず正鵠を期すること能はずと雖も、少くも亦其一端を知ることを得べし、尙其假出獄者中賞表を有するものと之を有せざるものとの別を知ること能はざるは遺憾とする處なり、

『嘗て文壇ノ雄タルエミールゾラニ向ヒ其絶大ナル創作ノ秘訣ヲ訊マルニ彼ハ曰ク

私ハ一日ニ四五頁シカ書キマセン、然シ私ハ凡帳面ニ書クノデス、ソレデ之ニ一箇年ノ日數ト昔々ノ働キ得ル年數トヲ乘スレバ、多クノ人々ガ不思議ニ思フテ弗ル私ノ作前ノ秘訣ガ自ラ分ルデアリマセウハジャン、スイノール』

所 感 (承第二十九卷第六號)

陸軍大將男爵 福 島 安 正 君

是は實に天與の幸福である、此幸福を擴めて鹽田に適當すべき地を残らず開發すると云ふと、どの位の鹽が採れるであらうかと云ふことを計算して見ると、大凡二百萬石の鹽が採れる、是は大きなものである、二百萬石の鹽と云ふものは人に當てるとどの位になるかと云ふと、一億二千萬人の一年の需要に相當する、さうすると今の日本の人口が倍になつても先づ關東州を有つて居る限りは鹽に付いては差支ない、是は非常に愉快な話である、併し米は足らぬ、米の足らぬのはどうするかと云ふと、最も海外に向つての發展と云ふことが必要である、精神の堅固な者、身體の鋼鐵の如く強い者は奮つて海外に骨を埋めると云ふ覺悟がなくてはなるまいと思ふ。

そこで是は私がよく話すことであるが、又此所でも繰返して御話をするが、海外に向つて奮闘する

と云ふことに付いては十分の覺悟がなくてはならぬ、其覺悟の中で何が一番大切であるかと云ふと、人の住んで居る處ならば何處にでも行つて見せる人の食ふ物ならば何でも食つて見せると云ふことではなくてはならぬ、さうして又それに實際適當するやうに魂をしつかり練り、身體もしつかり鍛へて置かんければならぬ、偕てさうするには何をしたら宜からうかと云ふことになる、或は擊劍をするが宜いと云ふ人もある、それも宜しい柔道が宜いと云ふ、それも宜しい、又は人間が眞面目にならなければならぬ、勿論宜しい、それから朝早く起きて晩遅く寝る、其間と云ふものは一生懸命に勉強する、それも宜しい、けれども是れ一人や二人ではいけぬのである、一般の我が神州男兒……男兒のみならず女子も老人も子供も同じやうに頭を鍛へ身體を鍛へて其方向に進まぬと云ふと、十分目的を達することは難かからうと思ふ、然らば誰にでも適當するのはどう云ふことが宜からうかと云へば、私の考へる所、又多少實驗する所に據りますと高い處に登ると云ふことが非常に宜しいのである、難かしく言へば、山野の跋涉、是は何でもないことである、一人でも出来るし數人でも出来る、百人でも出来るし一萬人でも出来る、それから費用は一向要りはない、一つの大きな會を拵へて、寄附金を募つて其方に依らなければ出来ぬと云ふやうな事業ではないのである、誰にでも容易く出来ることである、それで發展と云ふことが必要になつて居るに拘らず、兎角愚圖々々して居つていけない、それ

は何であるかと云ふと、海外に行くのを非常に臆切に思ふ、滿洲に行くには支那海と黃海と渤海と三つの小さな海を越えれば宜いが、それがマアえらい大きなものゝやうに思ふ、滿洲に行けば寒いだらう、南洋諸島、馬來半島あたりに行けば暑いだらう、それは當り前なこと、北に行けば寒いし南に行けば暑いと云ふことは極つて居ることである、けれども滿洲と云つた所が矢張り其處に人が住んで居るのであるから、人の住んで居る處に我が神州の男兒が堪へられぬと云ふ筈はない、唯奮勵が不十分であると云ふに止まるのである、露西亞人の住んで居る西比利亞に行けぬことはない、又ひよろしくした馬來人や印度人が平氣で住んで居る處に暑いからと言つて行けぬことはない筈である、そこへ行くことと云ふと昔草鞋穿きで江戸へ參勤交代をしてたと云ふやうな習慣が何となく遺つて、其爲に外へ踏出すのが非常に臆切に思はれるのである、是が日本の發展を妨げる最も大なる原因であらうと思ふ、之を打破するのは何であるかと云ふと是も矢張り魂を鍛へ身體を堅固にすると同時に、雄大なる氣象を養ふと云ふことに付いては山野の跋涉に越したことはないと思ふ、何故さうであるか、例へば愛宕山に登る、明日は芝區の人が愛宕山に會を催すから來て呉れと云ふことであつたが、私の理想に適つて居ることであるから非常に喜んで行くことではありますが、愛宕山に登ると何が見える、眼の下には何れの方向に向つてでも通じて居る所の鐵路を走る汽車もある、それから少くも東京二百萬の全市街の



三分の一か四分の一が眼の下に見える、品川灣が見える、あの中には軍艦もあり商船もある、帆船もある、それから小さな船も幾らも浮んで居る、海を越えて遙かに見える、何が見えるか、房總の山脈が手に取るやうに見える、後ろを見たら富士も見えやう、見えるか見えぬかしつかり分からぬが見えるだらうと思ふ、それから左の方を見ると筑波が見える、是だけの總てのものを集めて見るとどう云ふ感じがするか云ふと、丸で自分の座敷の前にある箱庭と同じ感じがする、數十里の間の總ての山川地物と云ふものが兩つの間の眼の一寸足らずの所に集つて来て、それが庭の如くに見える是は峠を越えるとか山に登つたとか云ふことは誰でもやつて居ることで誰しも御考出しになることであらうが、さう云つて見ると成程さうであつたと云ふ考が起るに違ひない、丸で箱庭のやうなものに見える其趣味が段々増して行くと云ふと僅に愛宕山に五六遍登つて見て満足が出来ぬやうになる、我々の國民性と云ふものは昔から進む一方であつて一歩でも後に退くと云ふことは歴史の上で見ても決して無いことである、又此邊まで進んだからして此邊で暫く休まう、一服吸はうと云ふやうな意氣地のない考を出したことはないのである、進む一方である、其進取の氣象を有つて居る先祖からの血と云ふものは我々の身體の中に皆流れて居るものであるから、其血が又活動をしませう、同じ處を何時までも見て、庭の如く見て愉快であると云ふやうなことで満足することは出来ない、もうちつと高い處へ登

つてもう少し雄大なる處を見たら更に愉快だらうと云ふ考が起つて来る、それが我々の祖先から傳つた血の活動で、無論さうなくてはならぬ、或は箱根に登つて見るとか、又は筑波山に登るとか、鋸山に登るとか、碓井峠、或は妙義山あたりに登つて見る、さうすると眼界が更に開けて益々雄大なるものが一寸足らずの眼の中に集つて皆箱庭の如くに見えて来る、それからもう一つ行けば富士山に登る、さうすると太平洋の水と云ふものは眼の下に浮んで来る、それも矢張り考へると云ふと一寸足らずの眼の間に集つて来る一つの泉水のやうな感じが起つて来る、デ泉水のやうな感じが起つて来ること云ふと、此水はどう流れるだらう、何處の海岸へ注いで居るだらうと云ふやうなことが、學校で習ふた所の地理や歴史のことが直ぐ頭の中に浮んで来るのである、東の方を考へると云ふとあの邊が南北亞米利加の西海岸であらうとか、南を望めば濠地利はあの邊であらう、或は南洋諸島の散點して居るのはどの邊であらうと云ふやうなことが、地平線の下に隠れて居つて實際は見えぬのにも拘らず眼を塞いで居ると朦朧と眼の前に地圖の如くに有らゆる形が現はれて来るやうに考へられて、矢張り庭である、さうでせう、さうすると云ふと我々の希望の實に必要な點に達すると云ふのは、世界は大きくないと云ふとになつて来る、是が大切だと云ふ點である、實際世界は大きくないのである、三十日掛れば今では世界一週が出来る、もう少し氣球とか或は飛行機とか云ふものが進歩すると云ふと、五日

で日本から佛蘭西まで行けると云ふことになるのである、世界は小さいのである、小さいのであるが、今の草鞋穿きで旅をする、京都まで行くのに二週間掛ると云ふやうな遺傳的の頭が今に退かずに居る、それが大なる妨を爲して居るが、面の當り此數千里に連つて居る所の太平洋を見て箱庭の泉水の如きものであると云ふ感じが起つて來ると云ふと、誰に教へられずとも、どんな高尚な書物を讀ますとも世界は實際小さいものであると云ふことが分つて來る、太平洋の水を見て頭の中に映する所の土地と云ふものは世界の三分の一か四分の一位の所である、さうしてそれを推して見ると世界は大きなものでないといふことになる、世界が大きなものでないといふことが感ぜられて來ると今の主食の關係からもさうしても外へ向つて發展しなければならぬといふ氣分に向つて來る、デ我々が最も早く進んで活動すべき土地は何處であるかと云ふと、滿洲蒙古或は南洋諸島と云ふやうな處である、それらの處と云ふものは今の如く太平洋を泉水のやうに考へて之を見、且つ之を感ずるやうになつて來ると直ちに發展しやうと云ふ必要のある土地に行く氣が起る、支那海とか、渤海とか黄海とか云ふものを渡るのは庭先の一つの溝を跨ぐ如き感じが起つて來る、それが實に希望する所であり、さうすること知らず識らずの間に精神が剛健になり、身體が益々強健になる、それから思想と云ふものは非常に雄大なものになつて來る雄大なものになつて來ると云ふと小さな利益を互に突附き合つて争ふとか、

或は人の成功を嫉むとか、又は詰らぬ所に頭を下げて裏口から行つて頼むと云ふやうな、日本男兒の性格に反對したやうな行爲は、遣れと言はれても遣ることの出來ぬやうになつて來る、氣宇と云ふものは非常に雄大になつて來る、それと同時に身體が鋼鐵の如きものになつて來る、と斯う云ふ譯である、先づ例へば富士山に登つて太平洋を泉水に見て、腹が減つた時分にはどうするか、腰に附けてある辨當を開く、富士山に登ると云ふやうなことに付ては牛鍋を腰に附けて來ることも出來ず、又饅飯の重箱を背負つて行くことも出來ぬ、勿論麥飯の結飯とか或は豆粉結飯まめこなむぎであるとか云ふものである、此雄大なる山川地物と云ふものを双眸の裡に收めて庭の如く愉快に感ずる場合に腹が減ると其結飯の辨當を出して、岩から泌出す所の清水を手を受けて其辨當を食つた味ひはどうである、是は我々屢々經驗があるが、實に譬へて言へぬ愉快な美味い味があるのである、料理屋の二階にこびり付いて居つて山海の珍珠を並べてもらつて箸を取る味ひとは丸で違ふのである、それで山野の跋涉と云ふことが進み、従つて腰に附けて居る辨當の味が本當に分るやうになつて來て、其修養に依つて養はれた所の健康體と云ふものは、即ち鋼鐵の如きものになつて來る、何處の國へ行つて何を食はうが人間の食物ならば何でも食つて見せやうと云ふ考が起つて來る又此所は寒い氣候であるとか、此所は暑い氣候であるとか、其氣候などの爲に自分の進まうと云ふ進路を妨げられると云ふことは無論ないのである、



何處の國に行かうが何でも食つてやらう、又梅干の這入つた冷たくなつた麥飯の結飯の味が分るやうになれば、それは何處に行つて何を食つても美味いのである、滿洲に行つて支那人の食ふ高粱の結飯を食はうが、西比利亞へ行つて燕麥から拵へた眞黒な麵麩に鹽を付けて食はうが、印度へ行つて臭い飯に持つて行つてライスカレーに拵へたものを手に掴んで食はうが、何でも美味いのである、そこに至つて初めて自分の進まうと云ふ所に進んで爲したいと思ふことは何でも爲せると云ふことになるのである。(未完)

人の短をいふ事なけれ  
己か長をこく事なけれ  
銘に云

資

刑の執行猶豫の効果と特赦の効果

司法省參事官 山岡萬之助君談

刑の執行猶豫は裁判上の恩典にして特赦は大權作用に基づく恩典である二者共に恩典ではあるけれども其の效力に於て差異がある。執行猶豫は舊法時代には刑の執行免除の効果と與ふるに止まりしも新刑法に於ては猶豫期間を無事に経過するときは刑の言渡自體を消滅せしむるものとしてある、特赦の効果は二様であつて單純特赦は刑の執行免除を結果するに止まれども特別の特赦は刑の言渡を消滅せしむる效力があるので此點に於て大赦を受けたると同一の結果を生ずる扱て現行法の執行猶豫及び特別特赦は何れも其の効果として犯人が未だ曾て刑を受けたることなきと同一の状態を生せしむるもので其の効果洵に大なるものである、斯る大なる恩恵は一面に於て刑法理論が發達して人を罰するのみでは犯罪防遏は出来るものではないと云ふ思想より執行猶豫の制度を生じ、他面には恩赦令の制定



せし賜物であつて要するに刑事政策の進歩に基づくものと観なくてはならぬ、特赦は従来の刑法學では刑の執行を全部免除することを性質とするに止まりたるものを恩赦令に於て刑の言渡を消滅せしむる特別の場合を認め其の第五條但書に於て特別の事情あるときは將來に向て刑の言渡の效力を失はしむることを得と規定したのである、此規定は執行猶豫の効果を規定したる刑法第二十七條に於ける定めと文言に於て異なる所なきを以て兩者の効果同一のものであると解釋することを得る様であるが、此點は前に述べたる如く異なるものであるとすることが相當である、詳しく言ふと執行猶豫の方は單に猶豫したる自由刑を消滅せしむるのみで同時に科したる罰金、附加刑たる沒收又は追徴の如きものは決して消滅するものでなく、加之刑の性質なき附加刑處分例へば選舉權、被選舉權禁止の如きも猶豫の期間經過では消滅せないのであるけれども特別の特赦の方では刑は主刑たるも附加刑たるも間はないのみでなく刑に伴ふ附加刑處分も消滅に歸するのである、但特別特赦で公訴裁判費用の言渡は消滅せない即ち之れは國庫の財産的要求權であつて刑とは全く性質を異にするものである右の如く執行猶豫の効果が自由刑にのみ止まることは其の性質より來るもので刑法第二十五條の規定を觀るも執行の猶豫を爲す所のは懲役、禁錮のみであつて其の他の言渡は判決の確定と同時に執行すべきものであることを窺ひ知ることが出来る、但議論として選舉權、被選舉權は選舉法第二百二條に於て刑

期後二年以上八年以下禁止出來ることある故、自由刑の執行猶豫の効果として其の刑消滅するときは刑期なるものなきこととなる故禁止處分を實際何時から起算すべきやの根據が無くなるので此點より選舉權、被選舉權禁止は猶豫の効果たる刑の消滅と同時に效力を失ふものなりと謂ふを得べきが如きも同法第二百二條に所謂刑期なる規定は判決例に因り事實消滅に歸して居る、即ち刑期なき罰金に於て禁止處分をなし得ることを判例に於て認めたる結果、禁止處分の起算點は各事情に従ひ決すべきこととなり罰金に付ては判決確定より執行猶豫に因る刑の消滅に付ては猶豫期間が經過のとき即ち刑の消滅せしときより其の計算を爲すべきこととなるのである、元來執行猶豫は選舉法制定の當時には未だ無かつた制度であるから選舉法の規定の正面に適しないことのあるのは當然のことで怪むに足らないのである之れを要するに執行猶豫の効果は自由刑消滅であつて特赦の効果は普通は執行免除、特別の場合は言渡したる刑及び刑に伴ふ附加處分の總てを消滅せしむるものである、

## 囚人の花

國事犯にて獄に繋がれ讀書をも禁せられ無聊に苦める一伯爵、日頃散步を許さるゝ、獄中に敷石の間より成長せる若草を發見し、日々眼を放さずその葉を生じ蕃を持つを眺めつゝ何時しかこの草を愛するに至れり。されど木石の如く見ゆる看守なればその靴は何時この草を踏み潰すやも知れず、よりに伯爵は看守に注意せんと決し左の如き對話となる。

「貴下のアラセイトウに就ては……」

伯爵「あれはアラセイトウといふのか」

看守「イヤ伯爵、拙者は何も存じませぬ。拙者はあらゆる花をアラセイトウと申します。併し、此花の事が話題に上りましたから申上ぐるのですが、花に情けをかけてくれと仰せらるゝのは今からでは遅すぎます。いや、貴下や花を惡む心は露なくとも拙者は花をどうに踏み潰したでせう、若し拙者が花といふ美の結晶に對せる貴下の美しき愛を認めざりせば」

伯爵「拙者の愛といふのか、花を愛するのは別に珍らしい事でもあるまい。」

看守(合點した眼つきにて)「仰せの通りです、よく解りました、人は何にか仕事が無くては困るもので何にか嗜が必要です。ところで囚人となる可哀さうにあれが好きこれが好きと選擇をする自由がありません、そこで或る囚人は蠅を捕へる、蠅を捕へたところで別に差支はありません。併し或者は

食卓に彫物をする、此處の品物に付ては拙者に責任の在るといふことに氣付かないのです。伯爵は口を入れんとせしが看守は續いて「カナリヤやカワラヒワを養つてゐる者もある、白鼠を飼つてゐる者もある。拙者は斯かる者共の趣味を尊重してゐるので、家内が大切にしていた猫を捨てたこともありました、鼠や小鳥は猫の大好物ですからなあ」

伯爵「随分君は親切な事をするな、併し此花は我輩には單なる娛樂ではない。」

看守「かまひません、貴下の幼時に貴下の母が貴下の子守をされた青葉の木蔭を此草が忍ばせるならば、此草は此庭の半ばを蔽ふでせう。そんな事は拙者の職務規定に抵觸しませんから拙者は知らぬ振をして居りませう。併し萬一、此草が成長して大木となり貴下が石垣を越えて逃亡する時の助けとなる様なことになれば、それは又全く別の事です。併しそれにはまだなかゝ暇のあることせう(高聲に笑ふ)。けれども若し貴下が此監獄から逃亡を企てたら、それこそ……」

伯爵「それこそ何うする？」

看守「何うしますぞ！」殺されても拙者は貴下を抑へます、或は番兵に命じて貴下を銃殺させます、兎でも撃つ様に平氣で。斯うするのが拙者の役目です。併し貴下のアラセイトウに手を觸れたり足で踏んだりすることは以ての外の事です。囚人の慰んでゐる蜘蛛を故意に踏み潰すが如き男は看守にな



る資格なき極悪の人間だと信じて居ります。斯の如きは實に惡むべき行爲である、否な、一種の犯罪である。」

伯爵（感動し且つ驚きて）「看守君、君の好意を謝す。全く我輩は此草により興味ある事を澤山學び得た。」

看守（去らんとして）「若し此草が左程貴下を裨益したならば、貴下はもつと感謝して時々水でもおやりなさい、何故かといふと拙者が貴下に水の規定の量を持つて來る際に此花に度々水をやることを怠つたならば、此花は久しい前に枯れて了つたでせう。」

伯爵（大聲にて）「一寸と待て、君！」

斯かる無骨の外觀を呈せる看守の胸中にかゝる美しき情の潜めるを認め、益々驚きて、

「君は我輩を慰める爲め斯くまで意を用ひ居るに拘らず、今日まで一言も之れに及ばざりしは何故か、我が謝意の記念に些少ながら此品を納つてくれ。」（銀杯を差出す）

看守杯を取り物珍らしげに之を眺めつ、

「伯爵閣下、草木は水さへやれば育つものです、水をやつた所で身代限りをすることはありませぬ。此花が貴下の慰藉となり多少なりとも貴下を裨益したならば、それで充分です。」（看守は進み杯をも

どの場所に置く）

伯爵は進みて差出す

看守恭しく退きて

資

「否、否、握手は同等の身分の者又友人間に限らるゝのです」

伯爵「然らば我が友となれ」

看守「否、否、それは不可能の事です、今日の如く明日も俯仰天地に耻ぢず己れの職務を遂行せんとするには、人は眼前の慾に捕はれてはだめです。若し貴下と拙者が親密で、貴下が逃亡を企てた場合に、拙者が番兵に向ひ發砲せよと叫ぶ勇氣が出ますか、否、拙者は貴下の番人、貴下の看守、貴下の従僕に過ぎぬ者です。」

料

評

六

是を是とするばへつらへるにちかし  
非を非とするはそしるにちかし



譚叢

十有三年 (三)

北島良吉

○動機の開却

罪名同じく起訴事實同一なるときは其内容も亦同一なりと速断するは人情の常なり、經驗に富める検事、審理に長したる判事に於て却て此速断に陥り易きものあり、即ち屢々取扱ひたる類似の案件なるを以て深く事件の内容を精査せず、之か豫審を求め又は公判に付す、此場合に於ては多く自白の聴取書を一瞥するに止まり動機の有無の如きは往々に開却せらるゝことあり、而して前科の伴はんか内容の審査は一層の粗略を加ふるか如し、又判事には人頭付事件あり、司法警察官か證據書類と共に被告人を検事に引致又は同行する場合を云ふ人頭付事件に付き多くの事例を案するに、其證

據書類は尨大にして錯綜、到底短時間を以て讀すへきにあらす、加之被告人を同行す、書類に依れば逃走の虞あり従て宅扣を命ずるを得ず、對照すへき證據物件は運送中に在て未だ検事局に到着せず、之を待ち書類を精讀せんか徒に時間を經過し理由なく人身を拘束するの譏を免かれざるを以て其證據に付き多少の疑を存する場合に於ても司法警察官意見書記載の如く認め、起訴の手續を爲すことなきを保せず、此場合に於ても犯罪の動機は往々にして開却せらるゝを見る、個は警察官に於て検事の起訴を餘儀なくせしむる爲め、浮浪罪等に依り拘留の言渡を爲し其期間満了の日を待て故意に前示の書類と被告とを檢事に送致す、所謂瀕戸際に於て起訴を要請するものにして、多少の無理あるも往々検事の納るゝところとなる、所謂普水事件なりと語る者あり、眞偽は素より子の關せざるところなりと雖も、事件の結了を迅速ならしめんとするの熱誠より、警官の乘するところとな

る場合絶無なりや否や疑なき能はず。

檢事は受理又は送致を受けし事件に付き容易に其是非を甄別し又は捜査の肯綮を得んか爲め、其管轄内に於ける司法警察官の人格實力等を常に調査し、又各種の階級に於ける人物に付ても其性格等を知得しつゝあるは東西其揆を一にせるか如し、風土、人情、政治系統、經濟關係の調査も亦同じ、而して此ことたる一朝一夕の能くすべきところにあらずして多少の歲月を要す、然れども其久しきに居らんか、先入主、過信等幾多の弊害を伴ふこと又少からず『何人を問はず之を長く一地方に勤績せしむるは或は利便の見るへきものあらんも亦弊害の之に伴ふもの鮮からず此の弊害なしとするも任地の轉換は因て以て經驗と修養とを積み殊に心氣を一轉して進取の風を助成するに至大の利益あるを以て時々判事檢事等の轉換を行ふの得策なるを感し又之を行ふに付舊套を脱して汎く全國に亘り彼是補轉するの途を講ずるの必要ありと信す』

とは先般司法官會同の際司法大臣か爲されたる訓示の一節なり、予は刑事事件の審理に付き尤も此感を深うするものなり。

動機の開却等に付ては尙述ふへきこと少からずと雖も、是を他日に譲りて予はフイリツプス氏著推測證據論中に記載しある被告人の動作等か不利なる判決の原因となりたる事例を左に紹介せんこと、蓋刑事事件に付き關係人の骨相、言語、動作等を證左の具と爲すに付ては深甚の注意を必要とすればなり。

(一)某あり曾て其姪女を養育せしが(某は姪女の遺産相續者なり)姪女一日過失ありて某の爲めに折檻を受く、此時姪女が慈伯余を殺す勿れと悲號するの聲戸外に洩聞す、然るに此時よりして姪女は終に其踪跡を失へるを以て某は忽ち姪女を殺害せるの嫌疑を受け、法廷に拘引せられたり、然るに某は法官の諭告を以て時日を限り失踪者の探偵に着手す、既にして其期満つると雖

も不幸にして尙其踪跡を知る能はざるより進退  
 茲に谷まり其容貌年齢最も能く失踪者に似たる  
 一童女を需め、之に失踪者と一様なる衣服を取  
 て扮装せしめ以て失踪者なりと告げしが糾訊の  
 際忽ち其真ならざるを看破せられたり、而して  
 當時人文の進歩未だ今日の如くならざるによ  
 り、乃ち此の如き欺騙を目して充分其有罪を推  
 測するに足るの事實なりと認定し、未だ他事の  
 捜査を竭すに及はずして直ちに某を死刑に處せ  
 り、然れども其實跡を探るに姪女は某折檻の際  
 之に堪ゆる能はず家を出て逃亡せしが他人某之  
 を憐み家に携へ更に養育を加へたげ、其後數  
 年を過き此兒人と成るに及び、從來其所有に係  
 る不動産を恢復する爲め故郷に歸りし時、法廷  
 始て其眞の姪女たるを認知し某の冤枉も爰に至  
 り始めて之を解けしと雖も亦救ふ能はざりき。  
 右疑獄は有名なる法官ロルド、マンスフ、ノールド  
 氏會てドクラスの獄を裁するに臨み素と罪なき

ものと雖も其疑を解く能はざるに於ては詐僞欺  
 騙を用ふるも仍ほ其冤を雪かんと欲することあ  
 る所以を證する爲め引用せし所に係る、蓋善良  
 なる事を庇護せんか爲に不正の方法を運らし若  
 くは詐僞の口實を假るの事實は決して少なしと  
 爲さず。

(二) 千七百八十一年有名なるカピタン、ドネランの  
 獄は其證據の基礎殆ど情況にして、情況なるも  
 のは誤解を生し易く同一の情況と雖も若し其判  
 者を異にするに於ては全く表裏の斷案を下すに  
 至る所以の理を察知するに難からざるを以て之  
 を左に記することとせり。

シー、エス、ポウトンなる壯年の紳士あり、性來  
 虛弱の人なりしが、或る時藥舖より一壺の水劑  
 を得て之を服す、然るに夫れより暫時を過ぎ忽  
 焉として胃中抽筋を發し口内より涎沫を吐き煩  
 悶數分時未だ自ら其何たるを述ふるに暇なくし  
 て頓死す、依て室内に貯ふ數個の壺子を取て一

々之を檢閲するに、纔に沈渣物を存する一壺子  
 あり、乃ち臭を嗅くに月桂水の香氣を發せり、蓋  
 月桂水は劇烈なる毒藥にして人之を服せば胃中  
 に抽筋を發し口より涎沫を吐き立どころに死に  
 就くこと猶ほ氏に於けるか如し、然れども右の  
 諸徴を示して死する者は悉く月桂水の毒之れに  
 原因せりと云ふ可からず、假令は癩癩、中風の  
 如き諸症は皆な此徴を示す、加之氏が父は曩に  
 此症を以て死せりと云ふ、此の如くなるに本獄  
 に於ては單に沈渣物の香氣の月桂水に似たるあ  
 るものにして未だ別に月桂水の有無を證するも  
 のにあらざりしなり。

爰に又カピタン、ドネランと稱する者あり乃ち  
 ポウトンの姉の夫にして恰も氏か變死の時に際  
 し其家に同居したり、蓋ドネランは氏の財産相  
 續者なれば則ち其死に由て利するところあるは  
 固より言を俟たず、加之此變を見て心中甚た安  
 からざるか如く又嫌疑を恐るゝか如き舉止を現

はし、頗る、遺色を帯ひたりしと、然らば之を以て

ドネランは正しく其兇手なりと推定するを得る  
 ものとなす可きや夫れ豈に此の如きの理あらん  
 や、試に思へ若し其自ら占むる所の地位にして  
 將に人の嫌疑を醸さんとすへき勢あるか、若く  
 は人の死に由て利することの有無に付き犯罪者  
 の所在如何を示すものと爲さば、則ち其地位ド  
 ネランの如くなるに於ては其罪あるものと否と  
 を論せず畢竟其舉止に於て倉皇難扼の態度を現  
 はすこと亦彼が如くならざるなきを得んや、是  
 人生の常情と稱す可きのみ、然りと雖もドネラ  
 ンは右の情狀に依り遂にポウトンを毒殺せるの  
 罪を以て訴へられ法官の審訊を受くるに及びた  
 り。

蓋本獄新罪の基本となりたるものは毒藥の一事  
 にして四名の醫士はポウトンの死後十一日に其  
 屍體を解剖し其生前胃中抽筋等の情況に基き其  
 死を以て毒藥の致すところなりと鑑定し、法官



は之に基き遂にドネランを毒殺者なりと認むるに至れり、然れども學識あり經驗あるドクトルジョン、ハンタル氏は四名の醫士の検案を以て纔に毒死たるやの疑を懐くに足るべき證據すら之れあるを見ず、余をして彼のポウトンが服せる水劑の果して毒藥たるを確知せしめは余も亦恐らくは死前の徵候を以て毒藥の効驗となすへけれども未だ其水劑の毒藥たるを知る能はず又毒藥の外にして尙ほ氏が死を致すに足るもの極めて尠なからざるを知るに於ては余未だ其死を以て毒藥の効驗なりと明言するを得ざるなりと抑本獄の審訊は其始より其終に至るまで、僅にポウトンの死と其死前、抽筋、煩悶遂に昏倒せるの二を除くの外別に一事の證に依て其確的を得しものあるを見ず、而して又此二者と雖もハンタル氏は目して以て別に病痾に罹らざるものが一朝俄然として死するに臨み尋常發現する所の徵候と爲し、乃ち未だ之に據て毒藥の有無を

にありしものと云はざるを得ず、且夫れ人の五官中其最も不定にして變化を生じ易く然かも又誤多きは恐らく鼻官に過ぐるものあらざらん、假令は其人を異にし若くは其人を同ふするも其時を異にするに於ては鼻官自ら又同一なるを得ず、且又胃腑の景况空氣の變化若くは感冒を患ひ若くは輕症の病に罹れる等として多少鼻官の力を減却し或は全く之を失はざることなきにしもあらず。

斯の如きを以て本獄の證據は全く法理の原則に背きたるものと稱すべし、則ち一朝偶然其愛子を失ひ憂悶の情全胸に塞がり精神錯亂前後の如何をも解すべからざる一婦人が、一時の鼻官に憑藉せしに過ぎざるのみを以て毒藥なりと認むるの失當なるは多言を要せざるところなり。

情況證據に付ては動もすれば情況と推測とを混淆するの弊あり、本獄に於ても終始又然り、夫れ情況とは一條の事變なり推測とは此事變より

疑ふにも足らずとせり、况や其有無を證せざるに於ておや、且つ本獄は當に一條の事實と雖ども其確的に得たるものなきのみならず一片の情況と雖も確乎たるものを見ず、何となれば固と推測よりして生せる一片の情況より推測し來り尙ほ此兩者を牽強し以て第三の情況を附會せしに過ぎざればなり、乃ち月桂水の有無是なり、當初ポウトンの母が同氏の服用せし水劑に納れし壘子の底に存する沈渣物を嗅きしに恰も苦味杏仁の如き香氣を發したりと言へり、而して同氏の母は固より月桂水の香氣を知らざれば自ら月桂水と苦味杏仁とは其香氣相似たるやを證する能はざりしなり、然るに其後苦味杏仁と月桂水とは香氣相似たりと推測せるより終に又壘子中の藥劑を以て月桂水なりと認定せしに過ぎざればなり、加之壘子中に存する香氣の如きポウトンの母一度之を嗅きし後直ちに洗滌し去て再び之を試むるを得ざりしが故に事全く頃刻の間

抽出するところの意見なり而して此二者は往々にして混用せらる、抑本獄の如く事の成蹟よりして其原因を揣度し以て或る斷定を下し或は香氣の相似たるに基き斷定を爲すが如きは俱に誤なりと雖も、右等情況證據は遂に法官の容るるところとなりし、左れど藥劑を以て月桂水なりと推測せるよりポウトンの死は毒殺なりと推測し、又ポウトンの死は毒殺なりと推測せるよりして藥劑は月桂水なりと推測せしに過ぎざるのみ、以て確證と云ふを得ず、殊に月桂水の證據は單に香氣の比較に由りしのみにして此他別に基づく所のものあらずとの事實は法官が前示四名の醫士の一人に質せるに足下の意見はポウトンの母が記す所の香氣に基きたるやを以てせしとす、然り余が意見のヶ所は右の香氣と其後の成蹟とに外ならずと答へたる由、以て月桂水なりと認むべき證據となすを得ざるべし。

以上の事實に依れば單に情況と推測の外何等の



證據あるなし、論者或は云はん夫れ然り然りと雖も法廷審理の際被告自ら有罪の證據を現はせり、則ち其無辜たるを信せざるの態度ありしもの是なりと、思ふにドネランが謀殺の罪を以て告訴され遂に法廷に勾引せらるゝに於て頗る恐懼の態度を現はせしは事實なりと爲すも此の如き態度を以て直ちに犯罪の證と爲すに足らず蓋ドネランの地位にして猜疑を被ふること右の如くなるを以て人情の常なりとせば、則ち其猜疑を被ふる可きドネラン自己の身に在ては等しく又之を覺悟せざらんや、果して然らばドネランはポウトンの死後斯かる猜疑を恐るゝの衷情よりして自ら其態度に於て、猖狂慌忙の姿色を免がる可からず、之れ自然の勢のみ。

要之ドネランの獄に於けるや審問の始より其終に至るまで一として彼が犯罪の行爲を證するに足るものなし、ドネラン果してポウトンに毒藥を與へしや、或は彼親しくポウトンの毒藥を服

せるを目撃せしか、或はドネラン自ら毒藥を携帶せることありしやの如きは毫も之を捜査せずして、特り其舉止言語に頗る猜疑すべきものありとし乃ち之に由て以て其罪を斷せしに過ぎざるのみ。

ドネランの獄に於ける評論は右の如し讀者或は其冗長を責めん、然れども個は先例中に最も有名の獄にして後人屢々之を引證し、以て情況證據の木鐸標準たるが如く思惟し、千古の名斷なりとまで誤認するの徒あるを以て、殊更に之を辯駁し、此獄の却て未だ充分の證を得ざるに囚人を罪に斷せる一大粗漏ある所以を指摘し以て向後を警戒するにあり。

蓋近時に於ける有用文字なりと思料するを以て予も其冗長を厭はず之を讀者に紹介することとせり。

## 新談舊話

法聲散史

○貧者の福音 一體貧乏人とは如何なる者をいふのであるか、又金持とは如何なる者をいふのであるか、畢竟是れ比較上の話に過ぎぬ、例へば百億萬の富豪が金が減つて數百萬しか残らなくなつたならば、自分は確に貧乏になつたと思ふであらう、之に反して赤貧洗ふが如き貧乏人が一擧して百圓も獲たならば、自分は急に大分限となつたと思ふであらう、斯様な譯で何事も物は見方に據るのである、貧乏と云ひ金持と云ひ畢竟吾々の之を見る見地如何に懸つて居る」とは佛蘭西の大哲ジャソ、フイノー氏が其著幸福學に於て述ぶるところなり而して氏は更に『富者の不憫』なる題目の下に富者であるからとて貧者より利巧だといふ譯でも

なければ、有徳者だといふ譯でもなく、身體が强健たといふ譯でもなく、又有名になり易い見込があるといふ譯でもない、之を歴史に徴するに寧ろ却て反對な事實が證明される、名聲赫々たる人物や文學界、又は政治界に於て學問に卓越して居る偉人などは多くは皆布衣より起て來る、アプレウスの言ふ所は實に道理である總て名聲隆々として吾人の感歎する者は皆搖籃の時から貧に養はれた者ばかりである、彼は云つた『貧は古代に於て國を創立し藝術を發明し惡徳を避け名聲を博し萬民の稱讚を受けた、希臘では貧はアリストタイデースに於ては正義となり、フオキオンに於ては仁愛となり、エバミノンダスに於ては武勇となり、ソクラテースに於ては賢明となり、ホメロスに於ては名文となつた、羅馬帝國の創立時代に於ても勢力のあつた者は皆實に貧であつた』洋の東西を問はず時の古今を論せず貧は人間界の喬木大樹を生ずる特別の地である、詩人でも學者でも、藝術家で

も爲政家でも其何人たるを問はず貴重な特質美德によつて其人格を作り且養つて以て之に勝を制せしめることを得たのは皆貧の賜である。

然り窮すれば變じ變ずれば則ち通ず、蘇秦若し負郭の田二頃あらしめば六國の相印を佩ぶるに至らざるべくミルトン若し亡親の柩を購ふの資力あらしめば失樂園の傑作世に顯れざるべし、韓信は漂母の饗に激して傑出し、ウオルスコットは満身の負債に依て文豪たり、吾曹敢て弱者辯護の責任者たるが故に貧乏文學を天下に鼓吹し、或は徒に貧乏神を昇き廻らんとするにあらず、只現下の狀勢富者を戒むるよりは貧者を慰むるの急且切なるを思ひ、偉人の貧乏觀を茲に紹介するにあり。

○首無事件 羊頭を懸けて狗肉を賣り、美名の下に醜行を恣にする、外面如菩薩、内心如夜叉、儒名墨行至らざるなきのとき、首無事件の題目や慘悽なり、然れども多數の例に倣ひ其内容は滑脱なり、大方の諸賢抑これをゆるし召さるや。

せるが如し。

(二) 棠陰比事を播くに等しく首無事件あり曰く、夫の留守に女の首を斬りて、ムクロ(胴)ばかりふすまの下にあり、夫歸りて大に驚き、女の一るいにしかく、のやうだいなごみせ、我は夢にも知らず留守の内のことなりと云ふに、女の親類き、いれずして、夫がわざならんと奉行所へうつたへけるに、夫の云ふやうは、いさゝかしらすと有のまゝに云ひけるを、奉行つく、分別あつて、夫の云ふこと少しも偽りあるまじ、個は密通の男、彼の女を連れて走りしものなるべし、あとに残し置きたるムクロは、餘の女のムクロばかりを置きたるものなるべし、左れば乞食其の中をせんさくして見んとてたつねられけるに、女の乞食の頸ばかりすてたるあり、左ればこそ彼のムクロに引合せ見られければ、まつたく其くびなり、それより間男と走りたる女もせんさくありぬれば、兩人共にたづね出され、

(一) 往年鈴ヶ森に首無事件起る、新紙競ふて二號活

字を濫用す、滿都の人士又悉く眼を此記事に曝す、警吏の多くも亦他を捨て、力を此捜査に注ぎたるが如く、あまりに他を顧みざりし爲めにや、其方面より無警察と謔はれたりしが其月に及ぶも遂に犯人を検挙するに至らず、事情通は曰く、被害者の死體を解剖せしに胃中に少量の葱ありて未だ全く溶解せず、從て其溶解の程度に依り致命前大凡十時間前に食したるものなることを推知するを得、又其葱が俗に「ザク」と稱し斜に切りありし等の點より推理の極、市内の牛肉店等に於て食事を爲せるものなりと斷し市内大小千餘の牛鳥豚馬の飲食店に付き、精密の捜査を爲したるも遂に其の效なかりしと、猪喰つたむくいこと云へることあり、左れば猪を商へる飲食店に探偵の歩武を進めざりしは捜査の缺點にして首なし腕なし、なまけなしと老刑事は云へり、洒零の内に又捨て難き一面の眞理を藏

本夫はなきとがをおはぬのみならず、二心の女妻敵と共に本望とげたり。

そのこと頗る古しと雖ども其御手際や洵に可なり温故知新可<sub>レ</sub>以爲<sub>レ</sub>師<sub>レ</sub>矣とは此ことおぞ云ふにやある。

(三) 等しく首無事件なりと雖ども抱腹絶倒の至りに堪へざるものあり、時、下午睡を催さるゝのとき、一讀を吝むなくんば著者の本懐なるべし噓物語に曰く

昔去る所に夜更けて盗人來り、家の戸をばげしく押しければ、亭主聞付け起きあがり、刀脇指をさすまゝに、白綾たゝんで鉢巻し、盗人戸を叩破てはいらば抜討にせんと鑄本をつくらげて待かまへしが、案の如く戸を押壊り顔さし入れて覗くところを、亭主刀ひんぬいて首を落とす、斬るされ共斬損じけるが、頸落かゝり不落くとしけるを、此盗人首をかゝへ一さんに逃げ行く、亭主あまさじと追かければ、逃ぐるに邪魔に



やなりけん、首をもぎ放ち、ふところへ入れて終に逃げのびたり、亭主是非なく立かへり、翌日早々奉行所へあがり訴へけるは、昨夜私方へ盗人入り申候ひしを、一打に討申候へば、かやうかやうにて逃失せ候と申上ければ、御奉行聞召され、よくこそ申來りたれ、さらば國中へ觸をまわせとて仰出さるゝは、若し頭のなき者道を通り候は、見あひ次第に急度からめまいるべし。

○今昔の感、爆發物のこと頃者頻りに法家の間に論議するところなる、其法規は明治十七年太政官布告第三十二號爆發物取締罰則にして其第一條には『治安を妨げ又は人の身體財産を害せんとするの目的を以て爆發物を使用したる者及び人をして之を使用せしめたる者は死刑に處す』と規定せり、特別の制裁法規中死刑の規定を存するものは獨り其罰則なるを同時に之を適用する場合は殆ど彗星と一般、五年に一度又は七年に一度なるの故を以

十餘名を算す、當時に於ては所謂地方の大事事件なり其首魁中に櫻井某あり終始犯罪を自白す、立會檢事他の被告の自白を促さんが爲め般に櫻井稱揚の論告を爲せり曰く『人法網に觸る其罪科を斷せらるゝに及んでは恐懼して其罪に服せざるべからず丈夫の心事古より斯の如し、而して被告櫻井の行動を案するに其供述常に一貫し自白も亦整然として秩序あり神色自若として敢て迫らず大に古の大丈夫に類するものあり、其爆發物を會社機關庫に装置し悠然として萬代橋(新潟沼垂間信濃川に架せるもの)を渡るの時、月明に星稀に涼風衣襟を襲ふ、被告は其嗜むところの羽衣の一曲を謠ひ靜に其居に歸りたりと云ふ櫻井の如きは眞に男子の本領を知れるものなり』と其論調や稍脱線的なり、多數の辯護人豈脱線せずして可ならんや果然『被告入罪なし彈を抱て罪あり而して其彈今や碎けて時と共に空し何ぞ被告を罪すべけんや』と叫ぶ莊子風の無罪論あり『被告は蓋世の才を以て伊尹太

て徒に議論を高潮ならしむるにあり、明治三十一年の始、予任に新潟裁判所に赴く時恰も爆發物取締罰則違反事件其豫審を終り公判に繫屬す、其事件の内容は當時工事中なりし北越鐵道に於て停車場を新潟に設くべきや將沼垂(信濃川を隔てたる蒲原郡)に置くべきやに付き熟議したる結果遂に沼垂に設置することとせり、是を新潟に設くるには信濃川に一大鐵橋を架して之に軌道を敷設せざるべからずして其經費二十餘萬の巨額に上り會社の經濟に於て到底之を支出するの途なく又起債に付き確固たる成算なかりしが爲め遂に新潟市の川向なる沼垂に停車場を置くに決し其工事に着手す乗客の不便と新潟市滅亡の原因なりと思料したる同市の青年有志家十餘名竊に謀議して一夜爆發物を沼垂なる右鐵道會社假事務所竝に其機關庫に投じ機關車其他を破壊するに至りしもの、人命を目的とせず、謀議にも亦頗る稚氣の點ありて情狀酌量の餘地尠ならず、被告十餘名にして辯護人二

公の謀を爲さず特に荊軻聶政の計に出づ是年壯剛銳の氣之れを抑制し能はざりしが爲めにして眞に子房の博浪沙に類す、然れども孺子尙可教是に酌量減輕を與へ而して後特赦の恩典に浴せしめんか、彼は寄居(新潟の山)の松、色綠なるの間信濃川の水、流絶へざるの間、此罪科を再せざるべし』と云へる酌量論あり、花やかなりし法廷として今尙記憶に存せるものあり、爾來春風秋雨幾變遷予は茲に職を本會に奉し、頃日保護會に於ける各種の書類を閲するに、新潟縣聯合保護會に會長櫻井市作氏あり、新潟市參事會員にして會社銀行の重役を兼ね、他に公益法人理事等の榮職にあり、予奇異の感に打たれつぶさに關係の書類を審査し、別に記憶を辿り、前示櫻井某今は此市作氏なることを知るを得て洵に今昔の感に堪へざるものあり、同縣保護會か逐年其基礎を強固にし事業成績に付ても他の範となれる事實は、予の贅言に待たざるどころなりと雖ども、予は此機會に於て如上の次



第を述べ、同氏を會長とせる同會の發展に對し心の底より之に裏書を爲さんとす、豈また人世の快事ならずや。

○獄中日記 明治二年故男爵大島圭介官軍に抗敵して捕へられ一時幽囚の身となる、左に録するところは其當時に於ける氏の入獄日記なり、屈指四十有八年、予等出生前の出來事なるを以て、批判文飾の權能なく只有形の儘茲に之を録すること、爲せり。

(六月三十日)朝十時頃東京着、細川侯の兵隊護送して軍務局糾問所に至り二時間も門前に待ち居り其後門内へ順を逐て入りしところ、白洲と思しき所へ小吏誘ひ連れ、此に榎本始め松平等四人とも坐せしに、砂利の上に薄き吳産敷きたる所ゆえ膝痛み大に困却せり、正面なる高き座敷に役人三人許り傲然と坐し糾門中揚屋へ入るべき旨申渡し、獄吏直ちに腰に細繩を附け案内せし故之れに従ひ行く揚屋の戸口に至り鍵を開き内に入れば、揚屋

日々三度の食に蔬菜なく困却せしにより、小使に頼み、生姜、ヤタラ味噌、煮染などを求め、隣友にも配分せり、去り乍ら右の品の價貴く獄中の習ひとは言ひながら随分甚しきものなり。

我等入牢の時、役人より金五兩づゝ受取れども、紙帳其外日々少許の買物を爲せしにより、囊中次第に空虚にして大に心細くなり、戰地にて彈藥の盡くると同じ思を爲せり、牢中の人員折々増減あれど、大抵十三疊に二十四五人位なり、残暑の節一疊の上に二人づゝ並び臥するは随分難澁なり。沐浴は大抵十日目或は十四五日目にて人数は多く残暑は強く、闇は臭き故、身體の汚穢を除くに術なく因て飯時の殘湯を取り順を追て一日に四五人づゝ流し箱の内にて行水を使へり。

牢中筆墨の禁嚴なる故、何れも大に困却せり、新來の一人矢立の筆を持ちしものありし故、始めて反古紙を買ひ墨を絞り出して少しづゝ書記せり、或は七夕の紺紙を求め前同様用ひし人あり、然

は幾間にも分ち、多人數群居せり、我等は最も奥なる一番室に入りたり、室に入る時小吏共悉く所持の品を改めしにより是非なく用意の金子並に石筆、小刀、矢立等を渡せり、室内に入り見れば、四方は四谷丸太の二重格子を以て之を圍み、六疊敷なれども圍の内に闇と流し箱とあれば疊は四疊半なり、此内に七人納れられたり、飯時には竹の皮に飯を包み、澤庵の切かけたる一片を副へ、小使持ち來れり、因て七人共、相對して之を喫す、四方窓暗く未だ残暑も甚たしき故精神無聊何れも少許づゝ食して箸を投せり。

予嘗て舶來の虎を見し事あり、今日の姿恰も見世物の虎の如し可悲哉(中略)

(七月四日)囚人入替あり。

此牢屋は予が一昨年歩兵頭たりし時、歩兵取締の爲め建てたるものなりしが、何ぞ圖らん今は我身を窘迫せしむる獄とならんとは、己れより出づるものは己れに反るの理なるかと一笑を催はせり。

るに會津人笹沼といふ人入牢せしに此人圖らずも一片の墨を袖にして來れり、之れを貰ひて大に明瞭に書くことを得たり。

『太陽ノ直径ハ五十萬年ニ四十分ノ一ノ減少ヲ見ル、左レハ吾々ノ生命及ヒ思念ニ必要ナル温度ノ消滅スルニ至ルニハ尙幾百万年ヲ要スヘシ(ジャン、フイノー)』

統計

大正五年五月中入出監竝月末在監人員

(△減)

受刑者	被入	被出	現員	前月末日	前年同月	增減
				現在	末日現在	前月比較
刑者	四八、八九六	五、七〇九	五、六九四	四八、八九六	五一、四二六	一五△二、五一五
被告	三、九四六	四、七九三	四、九二一	三、九四九	四、一一一	△一二八△ 三〇〇
勞務場留置者	九七九	一、四一一	一、三二八	一、〇七二	一、一四二	九三△ 七〇
乳兒	五〇	二一	一七	五四	四一	四 一三
總計	男 五、六〇一 女 二、二七三	男 一、〇九四 女 九四〇	男 一、〇二六 女 九二四	男 五、五六九 女 二、二八九	男 五、六〇一 女 二、二七三	男 △三二△二、六八九 女 一六△ 一八三
備考	內朝鮮人受刑者男二八人 刑者被告男二八人			五三、八七四 一一、九三四 一一、九五〇	五三、八五八 五三、八七四 五三、八七四	△ 一六△二、八七二

一 本表中受刑者ノ前月ニ比シ纔ニ十五人ノ増加ヲ示セルハ寧口増減ナキモノト云フヲ得ヘク社會百般ノ情勢ニ異動ナカリシモノト認ムルヲ得ヘシ、又受刑者カ前年ノ今月ニ比シ二千五百十五人ヲ減シタルハ主トシテ刑政上當局者ガ深ク犯罪ノ防遏ニ留意セルト、各種ノ救濟機關カ漸次發達シテ犯罪防止ノ施設ヲ怠ラサルト、歐洲戰亂ノ極近時代我工業界ニ於ケル各種ノ事業勃興シ、工場ノ多忙

ハ無職ノ細民ヲシテ職工又ハ人夫タラシムル等受刑者減少ノ一遠因ヲ爲セルモノ、如シ  
 一次ニ刑事被告人ノ前月ニ比シ、百二十八人ヲ減シ前々月ニ比シ三百八十八人ヲ減シタルハ尤モ悅ブベキ現象ニシテ是偏ニ不拘留及ヒ微罪不檢舉ノ政策カ遺憾ナク適用セラルト、社會救恤策ノ追次實績ヲ顯ハスニ至リタルコト其主因ナルベク、勞務場留置者ガ前月ニ比シ九十三名ノ増加ヲ來セルハ現下ノ案件タル私娼取締ノ勵行等多少ノ因ヲ爲セルニハアラザルカ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支那	瑞典	北米合衆國	伊太利	西班牙	獨逸	奧國	羅馬尼亞	總計
男	男	男	男	男	男	男	男	男
女	女	女	女	女	女	女	女	女
二五	一	一	一	一三	一	一	一	四一
八	一	一	一	一	一	一	一	一七
三三	一	一	一	一	一	一	一	五八

受刑者 刑事被告人







大正五年五月末日現在在監受刑者罪名表

受刑者ノ年齡	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
十八歲未滿	一、五五八	一、六六七	一、七二二	七△	四八
二十歲未滿	一、八七七	一、九七一	二、六五三	三九△	六四三
二十歲以上	四三、四七七	四五、二五八	四七、〇五一	三一△	八二四
計	四六、九一二	四八、八九六	五一、四二六	一五△	二、五一五

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
竊盜	二四、六五一	七五三	二五、四〇四	二五、五〇六	二六、八八二	△一〇	△一、四七八
強盜	二、六一九	二一	二、六四〇	二、六八九	二、九二一	△四九	△二八一
賭博及七富戲	三、四三九	一二〇	三、五五九	三、五七四	三、五八〇	△一五	△二一
詐欺及七恐喝	五、五五九	一四一	五、七〇〇	五、七〇四	六、〇二二	△四	△三三二
橫領	二、一四七	四六	二、一九三	二、一九三	二、二〇六	△六七	△一三
贓物ニ關ス	五八六	三三	六一九	六一九	五七六	△三五	△四三
毀棄及七隱匿	四〇	三三	七一	七一	五一	△二	△一〇
通貨偽造	一九一	一	一九二	一九七	一八七	△五	△一〇
文書有價證券偽造	一、二七八	二六	一、三〇四	一、二七一	一、二九一	△三三	△八七
印章偽造	三八	一	三九	四〇	三三	△一四	△一五
偽證及七誣告	一一一	五	一一六	一一六	一〇二	△一四	△一一
偽造及七誣告	五九	一	六〇	五七	八一	△三	△二一
重婚	三一	一	三二	三一	三一	△一	△一
傷害	一、三五六	三五	三九一	三九一	三三八	△一四	△六

統

法	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
殺人	二、一九四	一八五	二、四一〇	△九	△一一
嬰兒殺	四〇	二一	一八〇	△一	△一三
逮捕及七監禁	一三	一五	一一	△二	△二
墮胎	二四	八九	八六	△一	△二
公務執行妨害	四八	八九	五四	△一	△六
逃走、犯人藏匿及七證據滅	五五	四八	四九	△一	△一
監禁	二九	二九	三七	△〇	△一
放火	一、二三五	一、四八五	一、六六五	△二二〇	△一八〇
住居ヲ侵ス	一七八	一七九	一四八	△一	△三一
略取及七誘拐	六四	六七	一〇八	△三	△四一
其他	二〇五	一八	一九一	△一六	△三二
計	四六、三七〇	一、八五九	四八、二二九	△一六〇	△四七〇
陸海軍刑法	五〇	一	五〇	△〇	△〇
森林法	一六二	一	一六二	△〇	△〇
徵兵令	一七	一	一七	△〇	△〇
郵便電信法	三七	一	三七	△〇	△〇
其他	一五九	一	一六五	△六	△六
警察犯處罰令	一〇五	一	一〇五	△〇	△〇
廳府縣令及七警察令	一二	一	一二	△〇	△〇
計	四六、九一二	一、九九九	四八、八九六	△一〇七	△四一五









## 寄書

## ○免囚保護事業に就ての所感

東京區裁判所  
監督判事 吉田 鏞 作

我邦に於て、免囚保護事業と目す可き者の起りは、明治二十一年頃設立されたる静岡勸善會なりしならんと思ふ、爾來識者の唱道に資り、幾多の星霜を経て、現今國內に於ける免囚保護に關する團體の數既に二百有餘の多きに達し、各自其事業のために苦心を重ね實績を擧げつゝあるは、洵に慶す可き現象である。

されど翻て稽ふるに、此事業を賛同する者、此事業に従事する者の内には果して此事業の眞に急務なることを適切に感ずる者のみであらうか、這は甚覺束なき次第である、もし予の此感想が邪推杞憂に止まらば此上なき事であるが、萬一予が會

て抱きし所感と同一徑路を辿りつゝある者ありて、此談話を一讀し與るゝならば、貴重なる本紙面を埋めし甲斐ありと喜ばしく思ふのである。

免囚保護の必要なることは識者が筆に口に滔々數萬言辭を費されたのである、予は決して此言辭に耳目を假すを吝まざりしが、予の不敏なる未だ之のみにては免囚保護の左迄急務なる事を悟り得なかつたのである、何せなれば其當時貧民救助就中寡寡孤獨廢疾者に對する救濟事業すら社會に於て冷然たる態度を以て打捨て置く仕末である、——今日にては濟生會の如き醫療救助團體の設けあり、都會の一小部分に對して狹隘なる救助の方法あれども——一度貧民の生活状態を視るに及んでは、何人も其慘狀に驚かざる者あらざらん、予は會て天龍川を溯り其の山奥に往き、其界限なる貧民の生活状態を一見したることあり、其住家といへば陋廢、詳しく申さば風雨雪霜も其室を見舞ひ、居ながらにして日月の光を仰ぐ事が出来る、雨露

## 寄

## 書

の惠日月の恩とはかゝる場合に如何に適用さるゝ者であるか、其衣服といへば襤褸といふよりも寧ろ布片を處々に纏ふたりといふ方適當なるべく、其副食物は山野の草蟲、而して徒跣蓬髮顔容憔悴たる有様にて、出て來る老幼を見る時は何人も人か猿かを疑はざるを得ず、かゝる窮狀は獨僻地の貧民の獨占す可きに非ず、鑛山坑夫の生活状態、都會に於ける貧民窟の有様も亦同一ならんと思はる、是等貧民も亦同胞に非ずや、天下の良民に非ずや、多少なりとも此窮境を緩ふす可きは社會の責務に非ずや、是等の良民に對する救濟方法を講ずるに先立ち、自ら刑辭に觸れ社會の同情を喪へる敵民即免囚者——犯罪者は社會の正義に反したる者なるが故に、正義の敵即敵民と稱すべきが故也——を保護せんとするは、其本末を愆り、緩急の序を失するの甚敷ものにて、這は畢竟社會を達觀せざる一部の監獄學者のインゼル、ウトピヤに過ぎずと思料せり、されど事實を告白すれば、自

己も司法部の一員たる關係より免囚保護事業の美名の下に之に反對こそせざれ、極めて不熱心の態度にて多少該事業に對し幫助を爲したることありしが、右迷夢を覺醒せしむべき生きたる教訓に遭遇し宛ら一縷の光明に浴したるの感ありき。

予が會て刑事裁判長として静岡に在勤せし折、某署の屬官、官吏收賄罪として予の審問及判決を受け、一年有餘の體刑に處せられたることあり、予は判決言渡後被告に對し其不心得と、出獄後は良民と爲つて此恥辱を雪ぐ可きことに付、訓戒を與へたることあり——予は刑事事件に付判決言渡後裁判官の爲す訓戒は其者に對し著き効果を與ふるものなりと確信し、常に此方法を取れり——當時被告は哭泣辭踊、眞に悔悟の情に堪へざる態度を以て此訓戒に背かざることを誓へり、予は自己の訓戒の效あるべきを喜び列席の判檢事も亦其効果を期せり、其後予は東京控訴院に轉じ更に静岡管内濱松に在動したりしに、時及場所を異にせる

濱松に於て、偶然右同一被告が殺人豫備罪として再び予の審問及判決を受けるの身となれり、予は此際竊に其奇縁に驚き同時に、予の所期と反せるを憾み、被告に對し曩の誓言の甲斐なかりしを詰責したりしに、被告は嗚咽しつゝ陳謝せり、其言に曰く「曩に受けたる御訓戒は十分身に沁み忘る暇なく出獄の上は誓て正道を踏み如何なる勞苦を爲し遂げてなりとも家族の安樂を計る可き出獄の日を千秋の思を爲し再び妻子親族の歡ぶ顔に接せんと勇んで出獄歸宅したり、然るに自己が拘禁せらるゝ際不在中は如何なる事ありとも唯一人の幼兒(當時四五歳)を養育すべしと相約し相誓ひたる妻は親族等の協議に依り一兒を他に托し實家に復歸してまた後事を顧みず、親族故舊若くは知人も刑餘の者と往來するを厭ひ益々疎遠の仕向を爲し、其數は途中相遇ふも面を背けて立ち去るが如き狀況となり、自己に同情を寄する者として一人もなき有様となれり、茲に於て幾度か人情の常な

きを切齒憤慨したりしも、畢竟自己の罪惡の爲なると且は貴官に對する誓言とを連想し日々生計の資を得ることに汲々たりし、されど毫末の資金なき身、勞働以て口を糊するの外なく、眞に沐風浴雨の辛苦と戦ひつゝ、他人の冷笑をも省みざりしが、急激なる生活状態の變遷に依り、再三病魔の侵す所となり、加之ならず、頑是なき幼兒が足手絆ひとなり、十分なる勞働も出來ず、父子兩人の糊口に差支ふる事すらあり、已むなく暫時幼兒を妻の手元に引取り呉るゝ様懇請すれども聽入れざるのみか自己に顔を合すことすら避くる模様あり、且つ妻には現今情夫ありこのことを傳聞するに及んで怒氣一時に發し、諸般の怨恨を妻家に移集し、永く此苦痛を忍ばんよりは寧ろ妻及其親族を殺害し死するに加かす決意し、兇器を携へ妻家へ赴く途中逮捕せられ、再び審問を受けるの身となり、誠に慚愧に堪へず」といふにあり、勿論該被告は克己心の足らざる所ありとはいへ、普通

一般の人として如是境遇に際會しては多少同情すべき點なしとせず、又之と近似せる境遇に在つて自暴自棄罪を累ぬる者其多きに居ることは實例の屢々示す所なり、故にかかる冤囚者に對しては所謂友なき人の友となれとの心を以て、世人及社會がまづ精神上の慰安及同情を與ふるより急務なるはなし、——予が某地に在勤せし時、強盜罪の冤囚者あり、出獄後僅なる資本を以て薪炭商を營み居たるを、同僚申し合せ購買を爲せり、其者に遇ふ毎に、予は善く稼げと言ふを常とせり、其者或人にかゝる同情と温言とを受くる身は、勞苦の何ものたるを忘るゝ想ありと語りたりと聽く、此事卑近なる小例に過ぎずと雖、又以て慰安及同情が是等の輩に對し、如何に莫大なる効果を與ふるかを證して餘りありと信ず——此慰安同情ありてこそ彼等の精神界は蘇生の思を生ずるに至るべく、猶進んで彼等の援助を與ふる者あるに於ては、彼等も亦感情の動物なれば此恩遇に感激し、専心良

民たるの心懸を爲す可く、從て惡念の其良心に侵入するの暇なきに至るべし、故に犯罪一等國たる我邦の要務とする所は、一部の貧民を救助するよりも寧ろ犯罪者を撲滅し累犯を豫防するにあり、味方に多少の救助を與ふるよりは敵民を悅服せしめ味方とするに在り、此敵民のために良民の蒙れる間接直接の損害の莫大なるを了知する者は、予の此言を否定せざるべしと信するものなり、今や我邦各地に此事業に關する團體の設けあり、競ふて其實績を擧げつゝある際、猶一層官民の別なく之が援助を與へんことを切望して止まぬのである、もし夫れ予の迷夢と同一徑路に在るもの雖然自覺する所あるに於ては、唯予の歡喜する所のみ止まらぬのである。



## 雜纂

## ○養育院無料宿泊所閑散

歐洲戰爭の影

響を受けて諸種の物價は騰貴したが米價のみは依然として低廉である、其上軍需品製造高が却々澤山なので一般に失業者が少いのは事實である、これは流石貧民、窮民、行旅病者等の多い東京市も近來めつきり減少して養育院の厄介になる者が少くなつた、今までの所では年々歳々同院の入院者は少し宛纏上りに多數になつて來て居たのである、然るに近來引續いて米價安と軍需品の生産とは一般の生活を幾らか樂にさせたと思へ本年の如きは養育院入院者が大分減し養育院關係吏員は『今年は關係書類が大變減つて一寸手に持つて見ても薄ひから直ぐ判ります』と云つて居た然らば何の位の程度で減少したかといふに大正三年と比較して見るに本年の新入院者は二月百八十八、三

月二百、四月百五十八、五月百五十三で一昨三年は二月三百十四、三月三百三十、四月二百三十、五月二百四十四である、之に依ると殆ど一箇月間に百人からの相違である、而して養育院入院者は窮民行旅病人、棄兒、遺兒、迷兒、感化者に區別されて居るが其其中以常にも多數なのは行旅病人で本年は二月百五十五、三月百五十三、四月百二十二、五月百二十五、の入院者があるが大正三年は二月二百六十一、三月二百六十三、四月百八十八、五月百九十三である、斯かる現象は確に下級労働者等が幾分潤つて居ることを示すものと云つて好い今や農村は米價安の爲に疲弊せりと稱せられ其救濟策が朝野の間に盛に討究されつゝあるが都會の人達は却て此爲め大分樂をして居る譯である(朝日新聞)

尙戰爭の結果これまで、沈黙し切つて居た各種の工場が、宛も雨上りの筈のやうにメキメキと頭を擡げ世間が漸く職工や人夫の拂底を叫ぶやうにな

つて來た、今迄本所や深川の無料宿泊所にゴロゴロして居た日傭人等も早天に夕立でもあつたやうに蘇つて、仕事の口も賃銀が廉くては御免だど許り威張り返つて居る無料宿泊所で訊くと毎年今頃職のない人夫連の泊りが日均らし五六十名を下らなかつたさうだが、昨今では殆んど半數以下に減してそれも血氣盛りの壯年者は一人も無く乳飲兒を抱へた女どか疾患や何かで仕事の出來ぬ老人許りで、各種の工場や工事場から人夫の申込が日々二十件にも上り、それが悉く二十人乃至三十八人と云ふ多數なので割振に困て居ることだ、殊に平素なら向ふから仕事口を頼んで來る救世軍などから反對に幾人でも良いから寄越して呉れと云つて來る、貧民は右の通りであるが此反映とも見るべきは俗に高等遊民と稱へられて居る中等階級の失業者の左まで減らない一事である、何れも鶴の目鷹の目で就職口を捜し廻つて居るが彼等の希望する如き『ならう事なら髯を生やして洋服を着て

見たい』と云ふ様な勝手な職業の澤山あろう道理がなく、遂には其日の食事にさへ窮して路頭に迷ふと云ふ哀れな境遇に陥る事が年々數千人の夥しい數を持續して居る最近芝浦の某工場で守衛採用の廣告を新聞紙に掲載したら驚く勿れ一人に對し五百名の希望者があつた之も洋服を着て髯を生せるからであらう、又或る相當の教育を受けた一失業者が一年に亘り總ゆる手段を用ひて就職口を捜したが遂に思ふやうな口がなくて將に家族と共に路頭に迷ふ程の逆境に沈淪せんとした時友人から『若し君にして分けた頭髮を剃り美髯を剃り落した曉には必ず希望通り就職が出来る』と激勵されたのに感奮し其言に従つて職工の群に身を投じたら果して幾何もなく某大工場の職工監督に進み、始めて前途の光明を認め得たと云ふ話もあつた(報知新聞)

歐洲戰亂の我國工業界に及ぼした影響は多大であり、新紙所報の如く無職の細民は全く減少した點

は社會政策の上より一面喜ぶべき現象であるが、戰爭の影響は戰爭の終局に依て止息するものご見なければならぬ、従て來るべき此反動に想到し豫め戦後の貧民に付ても今より深き研究を重ねて置かねばならぬことは日清日露の戦後の状態を説明するまでもない、其注意を喚起する爲め切抜通信の勞を取つた次第である。

○衛生問題 暑中に於ける皮膚衛生の忽諾に付すべからざることは萬人の認むるところなり、其病因及驅逐法に付専門家の所説を得たれば茲に之を紹介す

蚊、蚤及び寢臺に汚く色々の虫も皮膚病を起す原因となるものである、此等の虫に刺されると、無論誰でも痒いのが普通で、大概我慢の出来るものであるが、體質に依ては刺された處が腫れ上るのみならず、非常に腫れた場所まで痒くなり、遂に整刺性毒麻疹と云ふ一種の皮膚病になることがある、又體質の如何に拘らずマラリヤ患者の血を吸

ふた蚊やペスト菌を宿して居る蚤などに刺されること、傳染病に罹るのは人の知る所であらう、夫れ故吾々は衣類寝具を清潔にして蚤や南京虫の發生を防ぐことも、一方に於ては家屋の周圍に發生する蚊も防がなければならぬ、蚊の發生するところは水が溜つて腐敗して居る處、又は樹木草叢が密生して居て始終地面が濕て居るやうな處であるから、溝や下水などは石油又は重油を灌ぎ竹藪や庭の植込などは絶えず掃除を怠らぬやうにして置けば自然蚊の幼虫も成虫も死滅して了ふ、

又家の中に襲來する蚊を防ぐ爲めには從來用ひて居る蚊やり粉も有力であるか此頃は純粹の除虫菊を用ひず交ぜ物が多いので効き目の薄いものがある或る學者は火に堪へる皿に石炭酸と少量の樟腦とを混ぜて入れ之を火鉢に掛け蒸發させるのが一番よいと云ふて居る、但し誤て火が入ると危険であるから始終注意する必要がある

然るに蚊やり粉にせよ樟腦石炭酸にせよ一種の瓦

斯が室内に籠るのであるから稍々不快を伴ふし且室外の蚊の多い處で作業する時とか、旅行中蚊の多い處に居なければならぬ時などは不便の方法であるが自分は此頃偶然にも最も便利な豫防劑を見出した、それはモスキートルと云ふ一種の消毒香油で、何でも印度あたりの草の汁で拵へられたと云ふものである無論香油であるから香もよく顔や手足に塗て置いても何等の害はない、それで塗て置きさへすれば決して蚊が附かないのみならず蚊や蚤に刺されたあとに附けても直ちに毒を消す、極めて痛快なものである(實業の日本)

○帝國の人口 最近内閣統計局の調査に依れば日本臣民の總數は七千一百万人を超え世界の總人口約十四億四千万人に對し其四分九厘餘に當る、其内譯

帝國本土の人口は五千三百三十五萬六千二百九十五人にして之に朝鮮人千五百十六萬九千二十三人臺灣人三百二十六萬五千六百六十九人樺太人

一千六百九十一人

であり帝國本土の人口は世界獨立國中の第五位に居る即ち、支那、歐羅巴、露西亞、北米合衆國、獨逸に亞き、埃地利、匈牙利、大不列顛國、佛蘭西、伊太利に勝る然れども帝國臣民の總數を以て比較すれば北米合衆國に亞ぎ獨逸の上位に在り、而して帝國本土の人口は其増加の趨勢頗る著しく最近五箇年間の平均を觀るに毎年千人に付約十五人の増加を示せり斯の如きは歐洲諸強國に之なき所にして嘗て高率を以て名ありし露西亞、獨逸と雖も其増加率今は我帝國以下となれり、帝國本土に於ける人口の密度は一平方里に付平均二千二百三十四人、世界諸強國中帝國より密度高きものは白、英、和三國のみ、尙帝國本土の人口の年齢は能く其中庸を得勞働年齢者に富み幼年者亦多し次に男女の權衡を見るに男少しく多く女百人に對し男百二人強に當れるは歐洲諸國の女の數に於て超過せると全然異なる現象なりと云ふへく、近年に至



り益々男子増加の勢あるは女の死亡率増加の結果なるか如し又配偶者に付き見るときは配偶あるも三割四分強なるも漸次配偶なき者増加の傾向あり、こは實に晩婚の已むなきに至れる生活難の結果なりと

○墜落と健忘症 鳥人アト、スミス氏遠く米國より來り其飛行の妙技を本邦の各地に演じたりしが六月十七日札幌に於て五百呎の空所より墜落して大腰骨中央部の單純骨折を招くの不幸を見たり同氏の負傷後は札幌病院に入り適當なる治療によりて其経過は良好なりしも其飛行當日の事は勿論仙臺以北の事などは殆んど全く失念し飛行當日は小關飛行中尉のために自ら發動機の繪を描きて説明したることあり乍ら其繪を見ても更に覺なしと云ひ居れりと云ふ

斯の加き健忘症を後退健忘症と云ひ頭部の外傷、頭部絞扼、窒息、中毒、癡、癩及びヒステリー發作後等に見るところなり(十全會雜誌)

保 護

○社團福島遷喬會總會

福島遷喬會第十二回總會を六月十七日午後二時より福島監獄樓上に於て開催せり定刻總裁川崎知事を始め日高會長香川理事評議員會員來賓新聞記者等數十名出席するや日高會長は開會の辭を述べて曰く

斯く炎暑にも拘はらず御來臨下されしは感謝の情に堪へず本會が諸君の努力に依り發展の緒に就きしは誠に喜ばしき事にして本會が本縣聯合會の中にて最も資力を有し會員の人格其他に於て優越し居るは云ふ迄もなければ保護事業の至難なるに加へて恩赦に浴し出獄せる者の増多したる等各位の奮勵を望むこと大なるものあるを以て此際十分なる援助を煩はしたし終りに臨んで

保

前知事勇退の爲め今回新知事川崎卓吉氏を本會の總裁に仰ぐ事となりしを以て御紹介すと述べる  
次で川崎新總裁登壇し余は今回總裁に推薦され就任したるを以て宜しく諸君の知遇を乞はしと述べ

且つ

免因保護の事業は其名は甚だ美なれども其實の伴はざるものあり過般東京に於て拘摸の流行を見たり是れ曩きに檢舉したる者が出獄し來りて再び此の犯行を敢てする事判明したり御大葬及御大典に依て囚徒は恩赦に浴し多く出獄したるが一旦出獄せる者が再び罪を犯す事あらば聖旨に對し實に恐懼に堪へざる次第にして是れ會員諸君と共に此の免因保護の徹底を期し以て如斯憂ひなからんと欲する所以なり會員諸君は本會の爲めに十分なる奮勵を望む

と結び次で理事香川又二郎氏は大要左の如く述べ

余は着任勿々にて本會の経過に就て知る處渺なきも事業成績及び決算報告に就て一言すべし出獄人保護の必要なること及び出獄人保護の困難なることは今更言を費すまでもなき事なれど本會に於て大正四年より本年三月迄の間に保護したる人員を報告せんすと保護人員は百二十八名にして内一時的八十三人間接十四人直接三十一名なり尙歳入出決算に就て一言せん収入豫算は六百三十圓なりしも實際の収入は千六百十三圓六十三錢五厘なり非常の増收なるが個は特別會員の寄附又は縣及市其他輔成會よりの補助金等に依る者にして支出額豫算は六百八十圓なりしが實際の支出額は六百圓四十五錢五厘なり最後に一言せん豫算に縣又は市の補助を編成するは甚だ遺憾なり希くば本會の基礎を鞏固にせん爲め會員の會費を以て將來之を充實せられん事を望む

と述べ續いて會長は評議員の補缺撰擧を行ふ可き

護

を宣し會員辯護士柴田泰之助氏の勸議に依り會長指名に一任し評議員には石井福島地方裁判所長田邊内務部長加藤農工銀行頭取田中福島警察署長推撰せられ滿場異議なく之れを可決し會員中より會員募集に就て提議する者あり會長之を諒し次いで會員石井地方裁判所長は登壇して「因果見た」と題し其郷里の方言より説論し

因果見たとは原因に就て過失ありしとき其責任を自覺する事なり犯罪の原因を探究する時は一半は個人に歸し一半は社會組織の欠缺に發す是れに依て考れば犯罪者に對して社會は自己の罪を自覺せざる可らず其一半の罪が自己にあるを知らば此の免因保護事業の如き一部少數の人の手に依りて爲すべきに限らず社會全體が爲さざる可らざるもの也

と説論す次ぎに同會幹事福地安氏は免因保護事業の實際に就て縷々述る處あり午後四時二十分閉會す當日出席の重なる人々は左の如し

- 川崎 知事
  - 石井裁判所長
  - 日高 檢事正
  - 西澤 判事
  - 高橋 判事
  - 片岡警察部長
  - 香川 典獄
  - 田中 警視
- 其他銀行會社の重役並に辯護士新聞記者等なり

○長野縣聯合保護會の概況

客年中新潟縣に於て近接保護會開催の際次回は長野縣に於て開催すとの決議に基き信濃福壽園は去る六月三日より長野監獄樓上に於て第二回打合會を開催せり出席者は非常の熱心を以て各自の意見を交換し豫期以上の成果を收め散會せり

會議の第二日に於て谷田監獄局長臨場せられ保護事業に關する講演あり會期は三日より五日に亘る三日間にして其概況を記せば第一日午前九時開會逸見園長挨拶を述べ次いで會長の選舉を爲し塚田同副園長當選し左記の議題に付各出題者に於て旨

保

護

意の演述を爲し出席者交互に意見を陳べ審査決議をなし午後四時三十分閉會す

第二日午前八時開會前日に引續き審議をなし午前九時三十分休憩更に午後二時より前項谷田監獄局長の講演あり午後四時三十分終り一同紀念撮影を爲し同六時より福壽園慰勞會に列席す

第三日前日に引續き打合會を開き午後三時全部の審議を終り園長より挨拶あり散會す

- 一、出席者山梨縣慈善保護會主任外二十四名
- 二、打合事項及議事概要

- 一、一日職業紹介シ又ハ間接保護ニ移シタル被保護者ヲ再ヒ收容スルノ可否 群馬縣佛敎聯合會出題
- 第一項末文「收容スルノ可否」ヲ「收容シタル場合ノ成績如何」ト修正スルコトトナシ

- 採決 數回收容ヲ可トスル説多數可決
- 第二、共同贖ト自炊トノ利害 (前同會出題)
- 採決 家族的共同贖ヲ有利ト認ムル説多數可決
- 第三、甲監獄ノ出獄人乙地ニ至ル途申兩保護會ヲ欺キ金品ヲ騙取スル者アリ之ヲ妨グ方法如何 (信濃福壽園出題)
- 採決 止ムテ得サル場合アリテ添書ニ與ヘラレタルモノハ之ヲ

保護シ其他ノ者ニハ絕對ニ保護ヲ與ヘサルコトニ決ス

第四、解保後再ビ保護ヲ願出スル者アリ此ノ保護ノ振合如何 (出題者同上)

出題者、本項ハ第一項ト大同小異ニ付撤回削除テ望ム

採決 前項ハ削除ニ決ス

第五、特赦、假出獄等ノ出獄人ノ引取り父兄出頭スル迄保護スル場合ノ食費ハ償還セシメ居ルヤ否ヤ各地ノ振合如何 (出題者同上)

會費ヲ徵收スル會三ヶ所

會費ヲ徵收セサル會十二ヶ所

採決 徵收セサル會多數トス

第六、不具又ハ病者等ノ收容保護トシテ差向ケララル、向アリ右ハ收容スヘカヲサルモノト思惟スルヲ以テ依頼アルモ謝絶スルコト (出題者同上)

本項ハ不具者又ハ病者ノ下ニ「低能者」ノ三字ヲ加ヘ不具者ノ頭ニ「自營ニ堪ヘサル」ノ七字ヲ加フルコトニ修正シタル上決議スルコトトス

採決 絕對ニ保護ヲ與ヘサルコト

第七、現今ノ間接保護ハ不完全ノ點多シト思考ス之等實績ヲ舉ケンニハ如何ナル方法ヲ以テスヘキカ (出題者同上)

採決 市町村警察署寺院協力一致スルノ外ナシ

第八、收容被保護者ニシテ未タ解保ノ期ニ至ラサルニ親族故舊



保

護

ニ於テ惡意ニ解保ヲ通リ強テ本人ヲ引取ラントシタル場合  
ニ保護會ハ如何ニ處置スヘキカ (出題者同上)

探決 輔成會ニ出題スルコトニ決ス

第九、出題者ヨリ本件ハ第三項ト大同小異ニ付撤回ス

第十、場内居住者ニシテ各期間若クハ連日雨天ニシテ出席シ得  
サルモノニ如何ナル業務ヲ授クルカ適當ナルカ各地ノ模様  
承リタシ (出題者同上)

下駄表、同鼻緒、マニラ麻繫キ、籠、繩、草鞋等ノ製作等ヲ  
爲サシムルヲ可トス

第十一、被保護人ニ對シ善行ヲ獎勵スル方法及ヒ程度如何  
(出題者同上)

探決、次回ニ延期熟考研究スルコトニ決ス

第十二、場内被保護人ニ與フル娛樂及其程度如何

探決 著音器、圖書、詰 圖書、將棋、大弓、相撲等

第十三、各地保護會主任ハ保護取扱ヒ上大ナル成功若クハ失敗  
シタル事柄ヲ記シ大會打合せノ節之ヲ開陳シ他ノ參考ニ供  
セラレタシ (出題者同上)

探決 滿場一致可決

第十四、左ノ事項ヲ 輔成會ニ於テ開催セラレ、協議會へ提出シ  
テハ如何 (出題者同上)

毎年輔成會ニ於テ開カレ、協議會ノ時間ノ一分ヲ割キ地方  
ニ於テ實踐アル保護方法ノ實驗談話會ヲ開カレタシ之等入

第二十、甲保護會ヨリ乙保護會ニ對シ保護ヲ依頼セントスル時  
ハ乙保護會ニ於テ保護ヲ希望スル者ニ制限スルノ可否  
(愛知慈善會出題)

出題者ハ本件ハ昨年輔成會ノ議ニ上リタレトモ熟考ノ爲メ  
中途撤回シタルモノ、本會ノ名ヲ以テ輔成會ニ提案ノコトニ  
致シタシ可成希望ノ者ニ限ルコトニ制限シタキ考ナリト述  
ブ

探決 本件ハ保護ヲ依頼セントスルトキハ受託保護會ノ希望ス  
ルモノニ制限スルノ可否ト本項ヲ修正スルカ宜シカラント  
云フ說多數且少制限スルヲ可ナリト決議ス

第二十一、直接保護中ノモノノ逃走シ行衛不明トナリタル爲メ數  
年間其遺留金品ヲ保管スルハ整理上ニ差支アリ其處置方法  
如何 (出題者同上)

探決 本件ハ輔成會へ法律研究問題トシテ提出スルコトニ決定  
ス

第二十二、間接被保護人ノ成績調査期間ハ普通幾年ト云フ制限  
ヲ定ムルノ可否如何 (出題者同上)

探決 一期半年二期一年以下順次一年トスルコトニ可  
決ス

第二十三、監獄ト交渉シ置キ釋放前豫メ準備ヲ達ケ當日ヲ紀念  
セシムルカ爲メ或ル程度迄強制貯金ヲ爲サシムルノ可否  
(山梨慈善保護會出題)

選ハ輔成會ニ一任ス

探決 本項未文之等入選以下ノ文字ヲ削除スルコトニ決シ滿  
場一致可決ス

第十五、大會々場ノ選定 (出題者同上)

探決 結果第一、群馬縣次點愛知縣、山梨縣、  
群馬縣出席者歸縣ノ上確答ス(シ)

第十六、免因保護ニ關スル講習會ヲ各府縣若クハ近接府縣聯合  
ニテ順次開催ノ件 (信濃福壽園飯田支部出題)

探決 本件ハ開設不能ト決定ス

第十七、町村役場ヲシテ免因保護ノ實績ヲ舉ケシムヘク一層其  
筋ノ獎勵ヲ望ム件 (出題者同上)

探決 典獄、檢事正等ヲシテ郡市町村ニ保護思想鼓吹ノコト多  
數ト認ム

其筋トハ輔成會ヲ指スコト並ニ協議事項トシテ次回同會へ  
提出ノコトニ決ス

第十八、未成年者ノ保護ヲ完全ナラシムルニハ如何ニ爲スヘキ  
ヤ諸賢ノ高教ヲ仰ク (川越就實園出題)

探決 本件ハ一大問題ナリ多數ノ希望ニ依リ次回マテ延期保留  
ノコトニ決ス

第十九、病弱者ノ收容ハ如何ニスルカ (出題者同上)

探決 本件ハ第六項ト大同小異ニ付撤回願フ

探決 本項ハ削除說多數ニ付削除ニ決ス

探決 宿題トシテ保留スルコトニ賛成者多數仍テ宿題トナスコ  
トニ決ス

第二十四、假出獄者ノ監督ハ警察官憲ニ代リ可成保護會ニ於テ  
引受ケ保護監督スルノ方針ヲ取りタキコト、  
(福島遷喬會出題)

探決 毎月一回警察署ニ出頭スルヲ可トスルモノノ起立過半數警  
察ニ出頭セシムルヲ可トスル說多數

第二十五、受託保護會ハ依託保護會ニ對シ六ヶ月毎ニ本人ノ行  
狀職業生計其他必要ナル事項ヲ報告スルコトニセラレタシ  
(出題者同上)

本項字句ヲ左ノ如ク修正シテハ如何ト提議スル者アリ  
「受託保護會ハ本人ノ行狀照會アリタルトキハ速ニ回答スル  
コト」

探決 修正案ニ異議ナキヲ認ム仍テ可決ス

第二十六項第二十七項ハ出題者缺席ニ付撤回願フスヘキ意見多  
シ故ニ削除スルコトニ決定ス

第二十八、輔成會並ニ聯合協議會ニ出席スル場合一定ノ規定ヲ  
設ケ旅費ヲ支給セラレタキコト (三島保護會出題)

探決 本案ハ一定スルノ件多數且少定額ハ左ノ如ク決ス

日當一日 金壹圓

宿泊料 金壹圓五拾錢

汽車賃一哩ニ付 金壹錢



車馬賃一里二付  
辦當料一食  
金參拾錢

右ノ如ク決スルモ直ニ實行出來得サルハシ歸歸ノ上可成實行シ次同ニ報告スルコトニ決定ス

第二十九、間接保護ニ於テ出獄者アル時親族引受ノ爲メ出頭スル場合保護會ヨリモ出頭スヘキヤ如何  
(山梨縣北都留郡保護會出題)

採決 本案ハ保護會ヨリモ出頭スルヲ可トスル説多數仍テ多數説ニ決ス

第三十、監獄職務ノ不備ノ原因ヨリ保護上ニ困難ニ感スルカ如キコトナキヤ若シアリトセハ考案ナ一括シテ監獄當局ニ參考トシテ提出シテハ如何  
(福島縣會津保護會出題)

採決 本間ハ字句ヲ左ノ通り修正シ研究問題トシテ保留ノ説多數ナルヲ以テ意見ニ基キ決定ス  
(修正文書署)

第三十一、保護會ニ於テ發刊スル機關新聞雜誌各會交換スルコト  
(埼玉自強會出題)

採決 異議ナク可決  
第三十二、次同ニ於テ各保護會ニ使用シ居ル諸用紙ヲ交換スルコト  
(山梨縣慈善保護會出題)

採決 本項異議ナク可決  
以上

### ○大分縣保護會評議員會の概況

大分縣保護會は客月十一日大分市武徳會に於て第二十回評議員會を開催せり當日午前十時會長方石知事は議長席に議事開始を宣言し副會長長住江典獄は保護事業經營に關し希望を述べ夫れより事業の報告を爲し次に大正四年度收支計算書及大正五年度收支豫算書協議事項の順序にて議了し會長は挨拶を兼ね併せて各員の熱心なる經營を望むとの趣旨を述べられ正午休憩の後西方、笠置兩氏より昨年輔成會講習會へ出席せる狀況に就き詳報する所ありて午後四時三十分閉會せり當日出席者の主なる者は方石知事加納大分地方裁判所長雪下檢事正藤瀬同部長向井判事横山警察部長住江典獄本間理事官杉本警視各教團長辯護士新聞社長等計四十四名なり當日決議項目並注意事項は左の如し(記事輻輳に付注意事項は次號に掲載す)

決議項目

### 彙報

○刑事被告人の逃走 高松監獄丸龜出張所在監物盜未遂事件被告人吉木由藏は六月二十五日午前六時より拘禁中の被告六名に配食の爲め看守は假鎖鑰を爲し看守所に來り飲湯を携へ監房に臨みたるに第三房に前記由藏在房せざるを發見し取調へたるに房扉を押し開き窓から脱出し外圍高一丈の板扉下部堅一尺横一尺位を破壊(利器を用ひたる形跡なし)逸出したり本犯は累犯者にして平素險あれば逃走せんを企圖しつゝありしものにして當日監房閉鎖せざるを好機とし此舉に出でしものなり

○受刑者の逃走 浦和監獄川越分監在監強盜未遂懲役一年伊澤彌五郎は六月一日午前三時二十五分炊事夫に就業中炊鑪に使用する松薪缺乏せりを偽り之れが取込方戒護看守に願出で炊事場外南側の薪置場に至りしが偶看守の隙あるに乗じ窓かに其東側に廻はり工事中の照拔井戸の小屋に入り釘付しある約七尺長の假梯子を取り外して外圍扉に立て掛け之に據りて踏越逃走せるを發見し夫々手配の後分監を距る東方約一里半入間郡古谷村なる荒川堤防を隔つる三町餘なる小川中に潜み居たるを午前七時頃同監看守の手に逮捕せり動機は單に墓竊の念に驅られたるものなり

○刑事被告人の逃走未遂 福岡監獄小倉分監在監物盜逃

- 一、監事壹名補缺選舉ノ件  
田口彌一民ヲ選舉スルコトニ決ス
- 二、大正四年度收支計算書並大正五年度收支豫算書之件  
原案ノ通可決
- 三、本會々則第二條第二號中「參拾圓以上ヲ」拾圓以上」ニ改ムルノ件  
「參拾圓以上」ハ改メスシテ別ニ「拾圓以上」ノ一種ヲ設ケ文字ノ整理ヲ理事ニ一任スルコトニ決ス
- 四、大正三年二月評議員會ノ決議ニ係ル義金募集ノ件ハ時勢困難ノ事情ニ因リ未タ充分進捗セサルノ狀況ナリ之ヲ延期スヘキヤ延期スヘシトセハ其期限如何  
大正五年末日迄延期シ締切ルコトニ決ス
- 五、義金收納シタルトキハ運クモ二十日以内ニ豫テ配付ノ傳票ヲ以テ報告スヘキコト

義金募集ニ應ジタル者アリタルトキハ直ニ其金額氏名並收納期ヲ大分保護會ニ報告シ尙ホ金額並納ノ場合ハ運クモ二十日以内ニ傳票ヲ以テ報告スルコトニ決ス

走被告人若林鐵司及び上川孝次郎の二名は共謀して六月四日午後十時より翌五日午前三時頃迄の間に於て監房備付の食器たる鉄鑊焼を破壊し鋸様の物を作り之を以て房内便所の格子貫木の一部を切斷し居るこゝ監房検査の際発見したるを以て取調べたるに全く逃走の目的を以て破壊したる旨申立たり。

○刑事被告人の逃走 大阪監獄分監在監職務故買、密盜、傷害事件被告人花淺太郎は六月十七日堺區裁判所に出廷し午後三時十五分頃終了歸監の途中午後三時四十分頃同市車ノ町東一丁目東六軒筋の街路に於て手錠を外し逃走し同所を距る二丁半の同市宿屋町東一丁民家の納屋に潜伏したるを逮捕したり原因は妻を離別し一人の男兒を其妻の實父森卯三治に預けあるより入監以來日夜其の兒の愛に絆され生育方法等に煩悶したる結果なるへし。

○受刑者の逃走及逮捕 十勝監獄音更山出役所に於て就業中なる同監在監受刑者強盜傷人懲役八年榎岸助太郎は六月十三日午前四時三十分看守五名に受刑者三十三名を附し作業現場に出役途中作業場を距る約二丁の所に於て一行中の本囚は看守の障に乘じ列を脱して路傍の叢中に潜み逃走したるも同日午前八時十分約二里餘の地點に於て発見し直に逮捕せり原因として認むべきもなく偶然逃走の念を起したるならん。

○刑事被告人の逃走未遂 宮崎監獄在監強盜殺傷事件被告人小村兼雄は六月二十三日午後四時二十分検房の際廊下より脱

出し外圍土塀を踰越したるも直に逮捕せり動機は本人は十八歳未満にして性愚昧なるも看守が規定の取扱に違背したる爲め戒護上の鉄柵を機こし決行したるらし。

○戒具破壊 岡山監獄在監受刑者許政累刑懲役二年三月赤井光五郎は大聲放歌し制止を肯んせざる爲め重屏禁に處し六月二十四日午後より執行せり然るに午後六時二十分頃人員點檢の爲め看守は同房に臨みしに屏の下部樺斗に三尺帯を結び付け居れるを發見直に彼の番號を連呼するも應答せず恰かも縊死せるの裝を爲し居たるに俄然裸體となり狂氣の如く亂暴狼藉を極めたるを以て革手錠を施し引續執行せり而して二十六日朝に至り其舉動疑はしきに依り身體を検査せしに手錠は飯器を以て摺り切り之を脱し戒具を破壊し一部其用を爲さざるに至らしめたり。

○受刑者の水死 網走監獄在監受刑者均盜累犯懲役二年中津則山林より流送し來りたる用材陸上方に就業中水死したり。

○刑事被告人の縊死 新潟監獄高田分監在監放火事件被告人岡田ミツは五月三十一日午後十一時五十分居房前面の欄に前垂紐を結び給首せるを發見せしかば應急手當を爲したるも終に蘇生せざりしと原因は重刑に處せらるべきを想ひ前途を悲觀したる結果ならん。

○看守竝に受刑者の遭難 三池監獄看守山崎利吉及び同監在監受刑者均盜累犯懲役八年小川喜助は五月二十七日探検夜

叙

業相當例時出業其指定地宮の原坑四三十六片部に於て外六名を就業中同日午後九時大約長四十二尺幅十二尺厚九尺の天井岩盤俄然墜落し本人及當時恰かも巡視中の前記山崎看守は不幸にも其下敷となりて姿を失ひ他二名の受刑者は一旦岩下となりしも辛ふし

て微傷の僅爾留避難した得り。

任

夏三月コレヲ蕃秀トイフ、天地ノ氣交リ、萬物華茂ス、夜ニ臥シ、早ク起キ、無厭ニ於日、志ヲシテ怒ル事ナカラシメ、英華ヲシテ秀ヲナサシメ、天氣ヲシテ泄ラス事ヲ得セシム、コトク  
 舉ク出シ畢ク達シ、長ヲ繼キ高ヲ増ス、此夏氣ノ應スルトコロニシテ養長ノ道ナリ、コレニ逆フ時ハ心ヲ傷リテ奉收スル者少シ(葉問)

叙

任

- 叙高等官四等
  - 一級俸下賜
  - 二級俸下賜
  - 三級俸下賜
  - 一級俸下賜
  - 四級俸下賜
  - 同
  - 五級俸下賜
  - 京都監獄勤務ヲ命ス
  - 大阪監獄堀川分監長ヲ命ス
  - 叙勳四等授瑞寶章
  - 同
  - 教誨師ヲ命ス六級俸下賜高松監獄勤務ヲ命ス
  - 同
  - 七級俸下賜宇都宮監獄勤務ヲ命ス
  - 同
  - 七級俸下賜水戸監獄勤務ヲ命ス
  - 同
  - 七級俸下賜千葉監獄勤務ヲ命ス
- 司法省參事官 山岡萬之助
  - 監獄醫(金澤) 石崎喜一郎
  - 同(横濱) 土川種次郎
  - 同(山口) 齋藤管五郎
  - 教誨師(大阪) 安藤博道
  - 同(金澤) 安藤博道
  - 同(盛岡) 神谷龍海
  - 同(宮城) 尾原靜乘
  - 典獄補(大阪) 鈴木重靜
  - 同(京都) 柏木幸平
  - 典獄(小菅) 有馬四郎助
  - 同(東京) 野口謙造
  - 教誨師(高松) 加藤龍眠
  - 同
  - 教誨師(宇都宮) 佐々木英之
  - 同
  - 教誨師(水戸) 花林哲山
  - 同
  - 教誨師(千葉) 三浦精翁



給十級俸水戸監獄勤務ヲ命ス 看守長(山形) 那須友次  
 叙正八位 同(長野) 岩館久榮  
 同(同) 新村清令  
 任看守長給十一級俸山形監獄勤務ヲ命ス 看守長(宮城) 宮城要次郎  
 宮城監獄仙臺分監長ヲ命ス 看守長(宮城) 杉本雄太郎  
 任看守長給八級俸宮城監獄勤務ヲ命ス 看守長(宮城) 吉川清次郎  
 給九級俸新潟監獄勤務ヲ命ス 看守長(所) 梅津幸市  
 叙從七位 同(三池) 菅 喜一郎  
 同(盛岡) 福村太三郎  
 同(神戶) 土井藤 弘  
 同(新潟) 齋藤 吉  
 兼任司法技手 看守(和歌山) 森口藤松  
 叙勳八等 看守(和歌山) 森口藤松  
 任看守長給十級俸和歌山監獄勤務ヲ命ス 看守長(東京) 青木七太郎  
 東京監獄勤務ヲ命ス 看守(東京) 青木七太郎  
 同(東京) 七戸大助  
 任看守長給十級俸山形監獄勤務ヲ命ス 看守(前橋) 井上吉次郎  
 東京區裁判所書記 生田 一雄  
 任看守長月俸二十三圓給與豐多摩監獄勤務ヲ命ス 看守長(豐多摩) 淺野倉吉  
 依願免本官 同(宮城) 渡邊金太郎  
 給九級俸依願免本官 同(安濃津) 川瀬勝太郎  
 依願免本官 同(山形) 森田景三  
 依願免本官 同(小管) 山下重藏

會 報

○監獄協會々報

○茶話會

前號會報欄に於て其景況を畧報せし通り、六月十日午後二時半より本會樓上に於て茶話會開催、谷田監獄局長の歐洲に於ける司獄官に關する有益なる講話及び北島當會主事の嘗て秋官たりし當時の宰割事案に付き興味深き追憶談あり同四時三十分終了、後別席に於て茶菓の饗應あり會員孰れも驩談を交へ同五時散會せり當日會同者の氏名左の如し(練習生の氏名は之を省畧す)

佐伯導信 武田慧安 河野純孝 菊樂 夷  
 本間勲吉 増子賢慧 大町運之助 高橋 眞平  
 立崎 光 土山直作 小野賢次 梶田 一郎  
 末光柴平 井上榮次 佐々木源治 小橋川昭慶  
 長谷場主介 河合 哲 山内末吉 齋藤敬二  
 長山 始 龜田源藏 神田清光 小山耕太郎

吉田 正太郎 十河重喜 飯島藤作 芦澤 徳壽  
 秋元源次郎 青木七太郎 西田時春 梶原政司  
 重松招野 野水淳行 初見彌太郎 岡見數馬  
 川 彌 徹 柴田吉藏 黒木麟虎 藤井近治  
 市東佐源次 吉野七之助 蓮見金五郎 譽田義次  
 羽柴鳩之助 林 定弘 麻生日生 山口知信  
 島崎 健 高木安次郎 水谷任義 赤城一雄  
 常石政次郎 神本直助 大波市太郎 松田鐵夫  
 景山榮志 森口幸之助 西原幸藏 三輪 眞保  
 芥川 信 柴田常次郎 長谷川鐘太郎 飯塚彌三九  
 藤谷與三 大武三四郎 小澤千代藏 吉澤庄作  
 海野幸正 吉野大次郎 宮瀨正義 田中克三  
 大澤源太郎 藤井惠照 佐々木英之 遠藤休榮  
 大場正雄 石井俊三郎 土倉是空 小澤傳藏  
 栗野福二郎 平多倫司 山下重藏 岩出三五七  
 求 樽松 渡邊播太郎 松井宗三郎 古矢嘉助  
 福島好司 河西博文 關 省策 森 元祐  
 白井勇松 三浦 貢 坪井直彦 鈴木信彌  
 野口謹造 三浦榮五郎 眞木 喬

○第八回監獄官練習所

修業證書授與式

本年三月より開所中の第八回監獄官練習生に對し七月二日より四日迄三日間卒業試験を施行し同十日午前九時半より本會講堂に於て修業證書授與式を舉行せり當日は鈴木司法次官、平沼檢事總長、谷野、泉二、三浦、宮城、加藤、原の各講師及び東京所在四監獄典獄眞木監獄事務官及其他臨席せられ谷田練習所長の訓示司法大(祝辭(三浦參事官代讀)來賓總代鈴木司法次官の演說尋いて法學博士泉二講師總代の演說あり次に練習生總代の答辭ありて午前十一時十分終了せり後別室に於て晝餐の饗應ありたるが其狀況及祝辭等は次號を以て詳報すべし今卒業試験問題並に受験者の氏名を掲ぐれば左の如し

試驗問題  
 ○監獄法  
 一、刑事被告人ノ收監事務ヲ説ク可シ  
 二、左ノ語句ノ意義ヲ略説スヘシ  
 (イ)類推 (ロ)屏禁 (ハ)没入、廢棄



○會計用度

- 一、仕拂命令ノ種類及其應用ヲ説明スヘシ
- 二、物品會計事務中主要ト認ムル點ヲ説明スヘシ

○監獄職員並教誨教育

- 一、人格ノ意義ト其監獄職員ニ必要ナル所以ヲ論セヨ
- 二、監獄職員ノ能率増加ニ就テノ意見ヲ述ヘヨ

○戒護檢束

獨居拘禁者ノ處遇、一時の獨居ニ拘禁スル者ハ各其理由並ニ處遇方法ヲ記セ

○刑事訴訟法

- 第一、左ノ各號ニ掲クルモノニ付兩者ノ區別ヲ明示スヘシ
- 一、事物管轄、土地管轄
- 二、訴訟條件、處罰條件
- 三、勾引狀、勾留狀
- 四、被告人、辯護人

刑ノ執行猶豫制度ヲ論スヘシ

○刑法各論

- 一、暴行、脅迫、恐喝ノ概念ヲ釋明シ之ヲ手段ト爲ス犯罪ヲ例示ス可シ
- 二、囚人逃走罪ヲ詳論スヘシ

○刑法總論

- 一、知覺精神喪失者若クハ十四歳未滿者ノ爲シタル行爲ト法令又ハ業務ノ執行行爲、正當防衛行爲、及ヒ緊急避難行爲トノ間ニ當ケル犯罪不成立ノ理由ニ關スル異同ヲ論ス可シ
- 二、過失犯者ノ責任ノ基本觀念ヲ要約シテ論示ス可シ

受驗者氏名

官職	氏名	監獄名	官職	氏名	監獄名
監獄長	一森 徳次郎	朝鮮	看守長	二山岸 直正	秋田
看守長	三又木文四郎	青森	看守長	四高橋信之助	浦和
看守長	五佐藤 周助	西大門	看守部長	六久恒忠次郎	福島
看守	七清水徳太郎	福岡	看守	八治多 尹奈	長
看守部長	九佐久間勝治	山形	看守	二小館 房吉	前橋

五、證人、鑑定人

第二、刑事訴訟法第六條ニ所謂公訴權消滅原因タル事項ノ發生アリタル被告事件ニ付豫審終了ノ各狀態ヲ理由ヲ附シテ略述スヘシ

- 一、勾留ヲ受ケタル被告人カ上訴申立書ヲ監獄署長ニ差出シ同署長之ヲ裁判所ニ送致セサル以前ニ其申立書ヲ取戻シタリト謂フ右被告人ハ上訴期間内更ニ上訴ノ申立ヲ爲シ得サルヤ
- 二、左ノ場合ニ於テハ勾留ヲ受ケタル被告人ノ身體ナリト雖モ監獄官吏ハ之ヲ拘束シ置クコトヲ得サルヤ

イ 公判廷ニ於テ裁判長カ證人トシテ訊問スル場合

ロ 公判部總員(判事、檢事、裁判所書記)カ犯所ニ臨檢シ現場ニ於テ裁判長カ被告人トシテ訊問スル場合

○刑罰原論

看守二馬場 藤藏	岡	看守部長三宇田 象三大	飯			
看守部長三金子 三郎	横濱	看守	轉馬作次郎	京都		
看守 守五是松 角太	京都	看守	六佐伯 敏一	大邱		
看守部長七田中 正貞	松	江	看守部長八宮下	伯名古屋		
看守長 元守田 千松	大阪	看守部長三井澤	重太郎	德島		
看守部長三阿部 新市	名古屋	看守部長三野手	甚之助	東京		
看守長 三戸田 作道	長崎	看守	三伊藤 祐之	甲府		
看守部長三多田 羅喜平	高松	看守	三矢島 仲次郎	小菅		
看守長 三岡 友道	西大門	看守部長三鈴木	長次郎	栗鴨		
看守 元大槻 三郎	宇都宮	看守	三清水 米松	豊多摩		
看守長 三中村 利義	横濱	監	三山田 榮次郎	臺北		
看守 三森田 陽三	池	看守部長高宇津	津木	長岡山		
看守部長三森田 朋行	和歌山	看守部長三前田 孫代	長崎	崎		
看守 三益山 喜三郎	膳	所	看守部長三甲斐 高久	大分		
看守長 元中田 殿一	平	廣	看守	三金木 宣吉	靜岡	
看守長 四吉田 源太郎	東京	看守部長三石井	文太郎	廣島		
監	吏 三宮代 保治	臺	中	看守	三白木 清吉	岐阜
看守 三江橋 淺吉	水戸	看守	三小林 和三郎	小菅		
看守部長三内田 鹿一	山口	看守	三佐藤 猪八	樺戸		
看守 三児笹村 繁儀	函館	看守部長三宮田 一熊	本			
看守部長三宮島 哲三郎	安濃津	看守	三野中 武邦	豊多摩		
看守 三佐藤 忠一	綱走	看守	三川上 幸次郎	千葉		

看守部長 關谷源太郎 松山 看守長 雲下村清二郎 神戶  
 看守 山縣 保宮 崎 看守部長 宮川 傳吉 盛岡  
 看守 瓦竹内郁太郎 大阪 看守部長 須田安太郎 金澤  
 看守部長 五十嵐 夫長 野 看守部長 三福田 亮 豐多摩  
 看守 登船 平助 鴨 看守 齋田中 清一 巢鴨  
 看守 登船 齋市郎 鴨見島 看守 小倉 義孝 高知  
 △看守 守宅坪山正右衛門 小菅 看守 小松 慶祖 小菅  
 看守部長 光村上 實佐 賀 看守 守宅城間 榮信 沖繩  
 看守 守宅平方 義孝 京 城 看守部長 長谷川清治 新潟  
 △印ハ廳講生ナリ 頭書ノ數字ハ成績順ヲ示ス

○贈與金  
 六月十五日及び同月二十九日附を以て本會々則第  
 十一條第一項第一號乃至第五號に依り元高知監獄  
 看守長永野省三氏外三十一名に對して金三圓以上  
 十八圓迄の贈與金を爲せり

### ○輔成會々報

○其後の加盟保護會支部設置

府縣名	所	在	地	保護	範圍
北巨摩郡出獄者保 議會	北巨摩郡役所内	間	北巨摩郡一圓		

### 司法部監獄公文

○司法部會甲第一〇八六號(大正五年六月十二日廳所)

客月二十六日監發第一〇二五號ヲ以テ監獄事務官  
 宛照會相成候購入品代金證明方ノ件右ハ監獄會計  
 事務章程第九十二條ニ依リ物品出納簿ニ登記セサ  
 ル計算證明規程第五十五條第二項ニ依リ受領濟年  
 月日ヨリ記載スヘキ儀ニ有之候而シテ其記載方ハ  
 野菜、生肉、牛乳、雞卵ノ如キモノニアリテハ何  
 月何日 受領又ハ何月中受領ノ分等ノ例ニ依リ記  
 入シ可然ト存候此段及回答候也

○監發第一〇二五號(大正五年五月二十六日監獄)

監獄會計事務章程第九十二條第二項ノ物品ハ出納  
 簿ニ依ラス即時拂書留簿ヲ以テ整理致候處右物品  
 ハ會計檢査院達計算證明規程第五十五條第二ノ所  
 謂帳簿ニ登記シ難キモノトシテ其購入證憑書ニ受  
 領濟年月日ヲ記入ス可キモノナリヤ或ハ同項ノ帳

簿トハ物品出納簿以外ニ尙之ニ代ル可キ規則ノ帳  
 簿(例ハ即時拂書留簿ノ如キ)ヲモ含ムモノトシ  
 以テ受領濟年月日ノ記入ヲ爲サスシテ可然哉若シ  
 記入ス可キモノトセハ監獄自給ノ野菜又ハ各日一  
 定量ノ消費ヲ恆例トスル牛乳雞卵ノ如キ其月分ノ  
 數量ヲ一括シ之ニ對シ一葉ノ請求書又ハ明細書ヲ  
 提出スル例ノ物品ニ付テハ受領濟年月日ヲ如何ニ  
 定メテ可然哉何分ノ御指示相仰度此段及照會候也

○司法部監甲第四五九號(大正五年六月十三日廳所)

監獄局監甲第六八二號ヲ以テ在監人食  
 料米麥其他用品種類單價等報告方及通牒置候處購  
 入單價欄ノ下ニ購入價格ノ一欄ヲ設ケ大正五年上  
 半季分ヨリ調製御報告相成候様致度此段及通牒候  
 也

○司法部會甲第一一八七號(大正五年六月十七日廳所)

監獄作業ノ一部ヲ受負ニ付シタル場合受負者ヨリ  
 提供セル保證金ヲ金庫ニ寄託セシムルニ當リ寄託  
 通知書中ニ記載スヘキ法律規則ノ條項ハ明治四十

山形 聯合會 熊本市北新井町 同 熊本市一圓	山形縣免因保護聯 路 熊本市北新井町 同 熊本市一圓
同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓	同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓
同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓	同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓
同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓	同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓
同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓	同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓
同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓	同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓
同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓	同 熊本市北新井町 同 熊本市一圓

○保護會事務所移轉  
 宮城縣佛教濟會(宮城縣)は仙臺市土樋眞福寺内  
 に越智郡福田會(愛媛縣)は越智郡今治町米屋町隆  
 慶寺内に執れも其事務所を移轉せり





三年勅令第三百四十號ト記入相成ル義ト了知有之度爲念此段及通牒候也

○司法省會甲第一二七三號(大正五年六月二十九日裁) 技術囑託員ニ對スル負傷手當支給方ニ付キ別紙ノ通り大藏省ヨリ申越有之候ニ付キ爲御參考此段及通牒候也

(別紙)

○往第六七二六號(大正五年六月二十七日司法省會) (計課長宛大藏省主計局長通牒)

東京衛生試驗所ニ於テ臨時製藥調查業務ニ從事中藥品ノ爲火傷ヲ負ヒタル技術囑託員ニ對シ明治十二年太政官達第四號ニ依リ療治料ヲ支給シ可然哉トノ内務大臣照會ニ對シ當省大臣ヨリ異存ナキ旨回答相成候ニ付爲念此段及御通牒置候也

大藏省主計局長 市 來 乙 彦

司法大臣官房會計課長近藤三郎殿

○司法省會甲第一二〇四號(大正五年七月一日) (司法大臣)

裁判所

檢事局

大正二年五月司法省會監甲第六〇號訓令裁判所會計事務章程中左ノ通改正シ大正五年度分ヨリ施行ス

第一百十二條中「物品出納證明規程」ヲ「計算證明規程」ニ改ム

第一百三十二條中「歳入歳出外現金出納證明規程第四條」ヲ「計算證明規程第七十七條」ニ「歳入歳出外現金出納證明規程第五條」ヲ「計算證明規程第七十八條」ニ改ム

第三十二號書式備考第一項中「物品出納證明規程第二條」ヲ「計算證明規程第九十九條第三項」ニ改ム

第三十六號書式保管物受拂報告書種目欄中「契約保證金公證人身元保證金何々、民事豫納金人事豫納金非訟事件豫納金何々、保釋保證金何々」ヲ削ル

右訓令ス

○司法省會甲第一二〇四號(大正五年七月一日) (司法大臣)

監獄

大正二年五月司法省會監甲第九五號訓令監獄會計事務章程中左ノ通改正シ大正五年度分ヨリ施行ス第九十五條但書中「物品出納證明規程第二條」ヲ「計算證明規程第九十九條第二項」ニ改ム

第九十八條第一號但書中「物品出納證明規程第八條」ヲ「計算證明規程第一百七條」ニ改ム

第一百十四條第一項中「歳入歳出外現金出納證明規程第四條」ヲ「計算證明規程第七十七條」ニ同但書中「歳入歳出外現金出納證明規程第五條」ヲ「計算證明規程第七十八條」ニ改ム

第三十一號書式備考第一項中「物品出納證明規程第二條」ヲ「計算證明規程第九十九條第三項」ニ改ム

右訓令ス

左記會計法規解說ハ司會省會計課員ノ談ナリ

○看字、女監取締ノ宿料給與方

看守、女監取締ニシテ監獄官舎ニ同居スル者又ハ監獄官舎居住者ノ家族タル看守女監取締ニシテ該官舎ニ居住スル者ニモ宿料ヲ給與スルコトヲ得ルモノトス(大正二年司法省監獄局監甲第六七五號通牒一、二項參照)

○給與ノ解釋

給與ナル目ハ二種アリ一ハ雜給及雜費ノ項ニ於ケル目ニシテ他ハ在監人費ノ項ニ於ケル目ナリ前者ハ宿料、特別手當、月手當、傳染病豫防手當、囑託手當、監獄賞與ノ六節ヲ包含シ後者ハ賞金、作業賞與金、死傷手當、歸住旅費及衣類ノ四節ヲ包含ス而シテ宿料ハ委任及判任待遇監獄職員給與令第九條ニ、特別手當ハ同令第七條及第八條ニ、月手當ハ明治三十年勅令第二百四十六條、明治四十年勅令第四十三條ニ、傳染病豫防手當ハ明治二十八年勅令第七十一號ニ基キ給與セラレルモノニシ



テ監獄賞與ハ反獄鎮制其他特別ノ功勞アル者ニ給スル賞與金ナリ次ニ在監人費ノ項、給與ノ目ニ於ケル賞金ハ監獄法第五十八條ニ依リ受刑者ニ給スル賞與金ナリ作業賞與金ハ監獄法第二十七條第二項ニ依リ在監者ニ給スル作業賞與金ナリ死傷手當ハ監獄法第二十八條ニ依リ給スル在監者作業上ノ死傷手當ナリ歸住旅費及衣類ハ監獄法第七十條ニ依リ釋放者ニ給スル旅費若クハ衣類代竝ニ移監者ノ歸住旅費ナリ

○文官ノ再任ト懲戒  
文官退官ノ後再任スルトキハ舊任中ノ行爲ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得ルモノトス  
○出張中ノ看守ト勤務手當  
分監、出張所等ニ出張ヲ命セラレ同所ニ滞在中ノ看守カ臨時勤務ヲ爲シタル場合ハ出張中ニ係ルヲ以テ非番ノ日ニ於テ臨時勤務ニ服スル者ト謂ヒ難ク從テ勤務手當ヲ支給セサルヲ相當トス(大正三年司法省會甲第六〇二號通牒第一項參照)

○出張中ノ看守ト賄料  
分監、出張所等ニ出張ヲ命セラレ同所ニ滞在中ノ看守カ宿直勤務ヲ爲シタル場合ハ賄料ヲ支給セサルヲ相當トス(大正三年司法省會甲條六〇二號通牒第二項參照)

○私訴ト收入印紙  
公訴ニ附帶シテ私訴ヲ提起スル場合ニハ通常民事訴訟ノ場合トハ異ナリ收入印紙ノ貼用ヲ要セサルモノトス

○休職俸給ノ計算方  
文官分限令ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニ對シテハ其翌月ヨリ休職俸給ヲ支給スヘキヤ或ハ發令ノ翌日ヨリ計算スヘキヤト謂フニ右ハ高等官官等俸給令第三十三條第二項判任官俸給令第十四條第二項ニ依リ發令ノ翌日ヨリ計算スヘキモノトス

勝友叢書  
第一編 迷の跡

全一冊 菊版二百二十二頁  
實費郵送料共金參拾錢

本書は在監人看讀用として出版せる勝友叢書第二編にして歐洲諸國に於て刊行せらるゝ囚人の告白又は懺悔録に倣ひ我國在監中四十餘名の實歴に基き犯罪の徑路を叙し併せて處世の教訓を揭示したるものなれば一般世人にも有益なる冊子なり  
大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版百九十八頁  
插圖百九十五個  
實費郵稅共金三拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

發行所 監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、  
場合ノ注意

口座  
番號

東京貳五〇五九番

加入者  
氏名

監獄協會

大正五年七月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼編輯人 東京市麻布區筭町二十六番地 北島良吉

印刷人 東京市四谷區愛住町二番地 磯村政富

印刷所 東京市麹町區下六番町十七番地 同 勞舍

發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地 電話新橋壹參六八番 監獄協會

賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地 東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第九卷第七號)(大正五年七月二十日發行每月一回二十日發行)